

平 泉 文 化 研 究 年 報

第 25 号

令和 7 年 3 月

岩手大学平泉文化研究センター

岩 手 県

序

岩手大学と岩手県は、「平泉文化研究機関整備推進事業」により、平泉文化研究に必要となる研究基盤の整備と拡充を図るべく、研究者相互の連携と学際的研究の推進のための共同研究に取り組んできました。

平成18年度以降、岩手大学と岩手県は連携して平泉文化研究を行い、その成果を「平泉文化フォーラム」で公表しています。また、岩手大学では平成24年度に「平泉文化研究センター」、岩手県では平成20年度に「平泉遺跡群調査事務所」を研究拠点としてそれぞれ設置しており、平成25年度には「平泉遺跡群調査事務所」内に共同研究サテライトが設置されて、連携の強化が図られてきました。

現在は、岩手県が策定した「平泉文化の総合的研究基本計画（第3期）」に基づいて、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画で共同研究を行っています。また、「平泉遺跡群調査事務所」に代わって、新設された「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター」内に、前事務所から引き続いて共同研究サテライトが設置され、一層の連携推進が図られたところです。

『平泉文化研究年報』は、岩手県と外部研究者との共同研究の成果公表を目的として、岩手県が平成12年度から刊行してきたものですが、第3期研究計画に基づいて前号より岩手大学と岩手県の共同研究の成果を所収しています。本書が広く活用され平泉文化研究の進展に寄与することを願うとともに、共同研究にご協力いただいた関係機関、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

岩手大学
岩手県

目 次

研究報告

「柳之御所遺跡の考古学的研究」

柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（2）

西澤正晴（（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）・

櫻井友梓・高橋 祐・長谷川伸大（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課）…………… 2

柳之御所遺跡堀内部地区の遺構整備の検討（1）

櫻井友梓・高橋 祐・長谷川伸大（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課）・

西澤正晴（（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター）…………… 12

「東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究」

11世紀陸奥・出羽の政治的拠点と平泉

佐藤嘉広（岩手大学平泉文化研究センター）…………… 16

「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」

デジタル教材（Web コンテンツ・「平泉学習モデル」）づくりへの取り組み

長谷川伸大（岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課）・

宮崎嵩啓（岩手大学教育学部）…………… 32

開催報告

第5回平泉学研究会 第5回平泉学フォーラム…………… 42

例 言

1. 本書は岩手大学と岩手県が共同で実施した研究成果をまとめたものであり、その成果については両者が等分に保有している。
2. 共同研究計画は両者が協議の上策定しているが、研究活動に要する経費については岩手県が岩手大学に対して負担した上で執行している。
3. 本書には、平泉文化の総合的研究基本計画（第3期）に基づいて令和6年度に実施した研究のうち、次の研究テーマについて収録した。

研究テーマ ①柳之御所遺跡の考古学的研究

④東・北アジアにおける政治的拠点と平泉の比較研究

⑤日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究

なお、その他の研究テーマについては、別途刊行する『平泉学研究年報』に収録される。

4. 本書の編集は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課が行った。

研究報告

柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（2） —「柳之御所遺跡の考古学的研究」—

西澤正晴・櫻井友梓・高橋 祐・長谷川伸大

はじめに

柳之御所遺跡は堀による区画により、堀内部地区とその外部に大きく分かれ、これまで岩手県では堀内部地区の調査と整備を実施してきた（岩手県教委2019）。堀外部（以下、堀外部地区とする）については、平泉町教育委員会により調査報告がなされているものの（平泉町教委1994）、未調査の範囲も多く、また奥州藤原氏の一族や家臣団の屋敷地などとする見解もあるが、いまだ不明の点が残された状態であり調査検討の基礎となる考古学的所見の基本情報の整理が求められる部分も多い。岩手県では堀外部地区の整備を視野に、平成30年より発掘調査を進めるとともに、これらの基本情報の整理を行ってきた。

堀外部地区は、道路跡や屋敷地の存在が指摘されているが、当面の考古学的情報の検討課題として、①道路遺構の検討、②道路に沿った区画の状況の検討、③堀外部地区全体の遺構変遷の検討、④堀内部地区の遺構との時期ごとの対応、を想定している。今回は昨年度報告した①の検討に続いて中間報告として、②の課題のうち掘立柱建物の概要をまとめ、現状での理解を報告するものである。

1. 柳之御所遺跡堀外部地区の掘立柱建物跡の概要

これまでの調査で検出された掘立柱建物跡は46棟が確認されている。すべて掘立柱建物であり、礎石建物は発見されていない。以下の記述において、建物はすべて掘立柱建物のことである。これらの建物の分布を示したものが図1である。これをみると、各建物が7つのまとまりに分かれることが確認できる。このまとまりを建物群と呼び、仮に西からA～G群と措定する。なお、B・F群については未調査の範囲があり建物数が確定していない。

道路跡よりも北側を中心に建物のまとまりが確認できるが、道路跡の南側にもまとまりが確認できる。未調査の範囲が多いため定かではないが、道路跡北側のような区画がある可能性が高い。

この建物群は区画溝と重複する例が無く（近接する場合があるが）、ある程度溝による区画の範囲内にそれぞれ配置される様相が看取できる。個別の建物群をみると、いくつもの建物が重複しており、すべてが同時に存在していたわけではない。そのためこれらの同時存在や先後関係を検討する必要がある。ここでは建物跡の基礎整理もかねて、建物跡の変遷案を検討していくことにする。

2. 検討項目

掘立柱建物の先後関係の決定を行うにあたって、①重複関係、②建物方位、③出土遺物、④柱穴の堆積土や底面標高の検討を行う。これらの項目は、日本の考古学において掘立柱建物に対する一般的に行われている検討方法であるがいくつかの問題点がある。

①は最も直接的な根拠であるが堀外部地区では例数が少ない。②は同一方位をもつ建物が同一時期という前提がある点に課題が残る。③はそもそも出土量が少なく、時期決定が行える復元ができるかという問題がある。④は直接的な根拠ではなく補完的な属性である。このようにいくつか方法論上あるいはこの遺跡での問題点があるものの、①～④について総合的に考えるのが現状では最善の方法と考えている。今回の検討ではこのうち、①と②を取り上げて建物変遷の試案を提示する。今後③と④

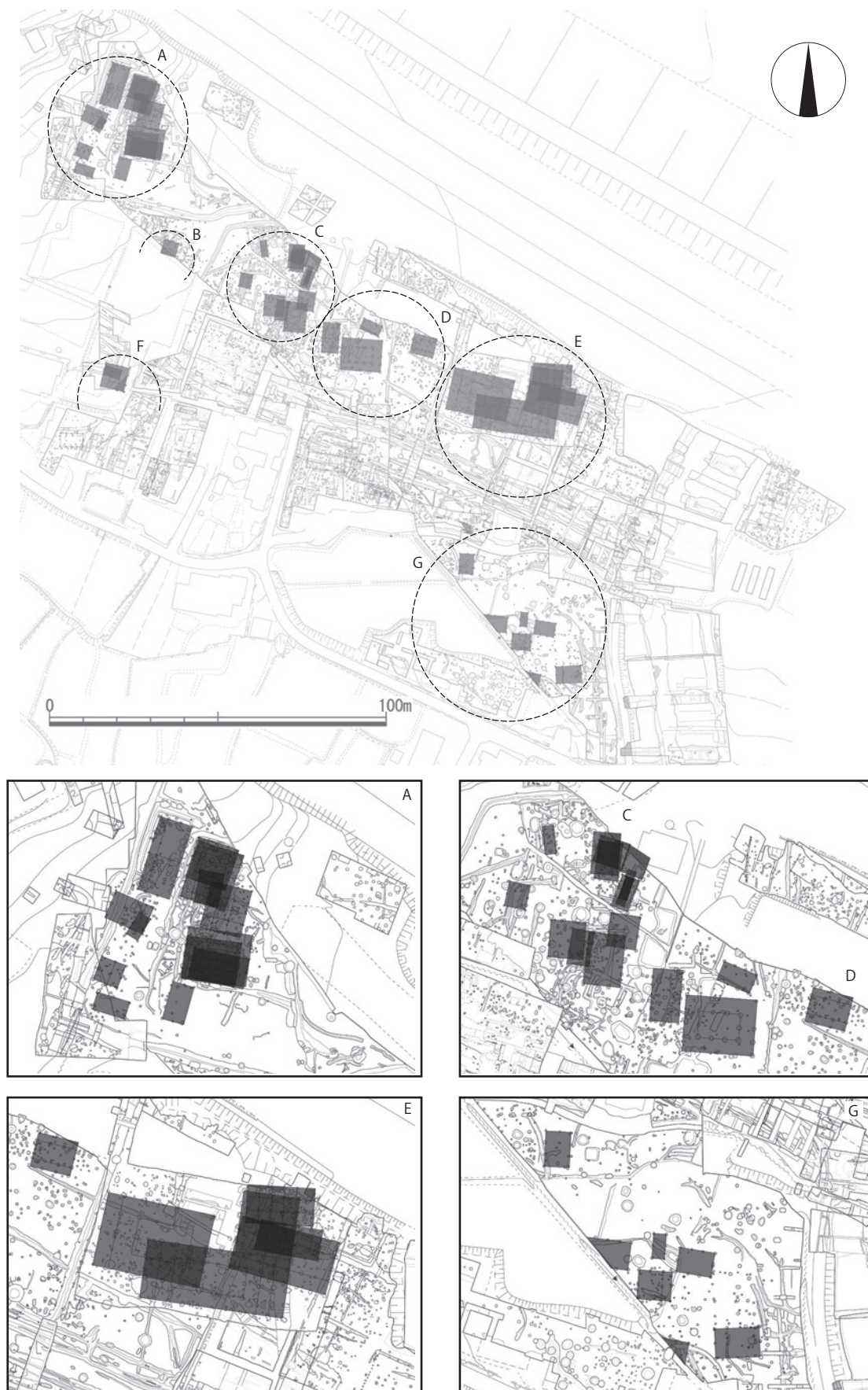


図1 堀外部地区における建物分布

を検討し、この試案の修正検討を行う必要があろう。

3. 重複関係の検討

堀外部地区の建物では空間的に重複する例が多数あるが、建物を構成する各柱穴が重複する例はわずかしかない。重複例の少なさや、調査時の遺構判断の難しさは、堀内部地区も同様に柳之御所遺跡の建物変遷の確定が難しいことの要因であるが、まず先に挙げた検討項目の中から①重複事例の検討から行う。重複例としては9つの事例が抽出できる。これらは直接柱穴が重複するため、おもに検出平面の観察および断面観察から先後関係が判断できる可能性が高い遺構である。その結果を以下に示す。

ただし、重複例1～4については平泉町教育委員会による調査（24次・27次・30次）であり、報告書には柱穴断面の掲載が無く、原図を確認したもの、記載のないものがあった。現在のところ断面図で判断できず再検証が行えない場合には、今回は「報告書」事実記載から先後関係を抽出した。

事例5～9については84次（岩手県教委2024）・86次調査（報告書はR7年度発刊予定）で岩手県教育委員会の調査によって確認している（図2）。平面的な観察と断ち割りを行った断面観察の結果から先後関係を決定した。これらは現地においても断面（半分）が保存されており再検証が可能であり、諸記録は岩手県教育委員会で保管している。

なお、86SB1について、30SB1の付設とあるのは、30SB1とL字形に直行する建物で、30SB1と接続する（あるいは密接に関連する）と想定される。とりあえずここでは30SB1と一括して検討する。

	建物の関係 (旧<新 以下、本文記載も同)
重複例1	24SB13<24SB12<24SB11
重複例2	24SB10<24SB11
重複例3	27SB12<27SB13
重複例4	30SB2<30SB1
重複例5	30SB1（付設建物86SB1）<84SB1
重複例6	84SB3<84SB2
重複例7	84SB3<84SB1
重複例8	84SB3<84SB2<84SB1
重複例9	84SB3<30SB1（付設建物86SB1）

4. 建物方位の検討

次に、②建物方位の検討を行う。方位の計測にあたっては、再度原図から建物を構成する柱穴を抽出し、あらためて柱間寸法など復元を行った後に方位を計測した。そのため既報告書の建物方位と若干異なる建物跡もある。計測は座標北に対する東西（左右）の振れ幅を計測する。座標北（0°）からの角度を計測する。東西棟の場合は短軸方向を、南北棟の場合は長軸方向を計測することを基本とするが、それぞれ逆の軸を90°回転して計測した箇所もある。

46棟の方位を再計測し、角度分布を見たのが図3である。その結果、いくつかのピークを中心とするまとまりが看取できた。ピークは、-2°、4～6°、9°、12°、18°、21・22°、31°である。このうち-2°（西に振れる）と31°の方位をもつ建物は、1例ずつであることや他の方位よりも外れた値であるため別時期の建物の可能性がある。ここではこれらを除いた建物方位を中心に検討する。

これらピークを中心とする山については、それぞれ同一方位を指向するまとまりとして認識し、i) 2～6°、ii) 8～10°、iii) 11～13°、iv) 15～19°、v) 21～25°、の5つのグループとした。2～6°のグループには11棟、8～10°のグループには8棟、11～13°のグループには8棟、15～19°のグループには10棟、21～25°のグループには7棟がそれぞれ含まれる。iiとiiiは、角度幅が小さく、境界が1°しか変わらないため区別が難しく、また数値幅も狭い（他は5°単位）ことから、あるいは同じグループに含めて理解すべきものかもしれない。

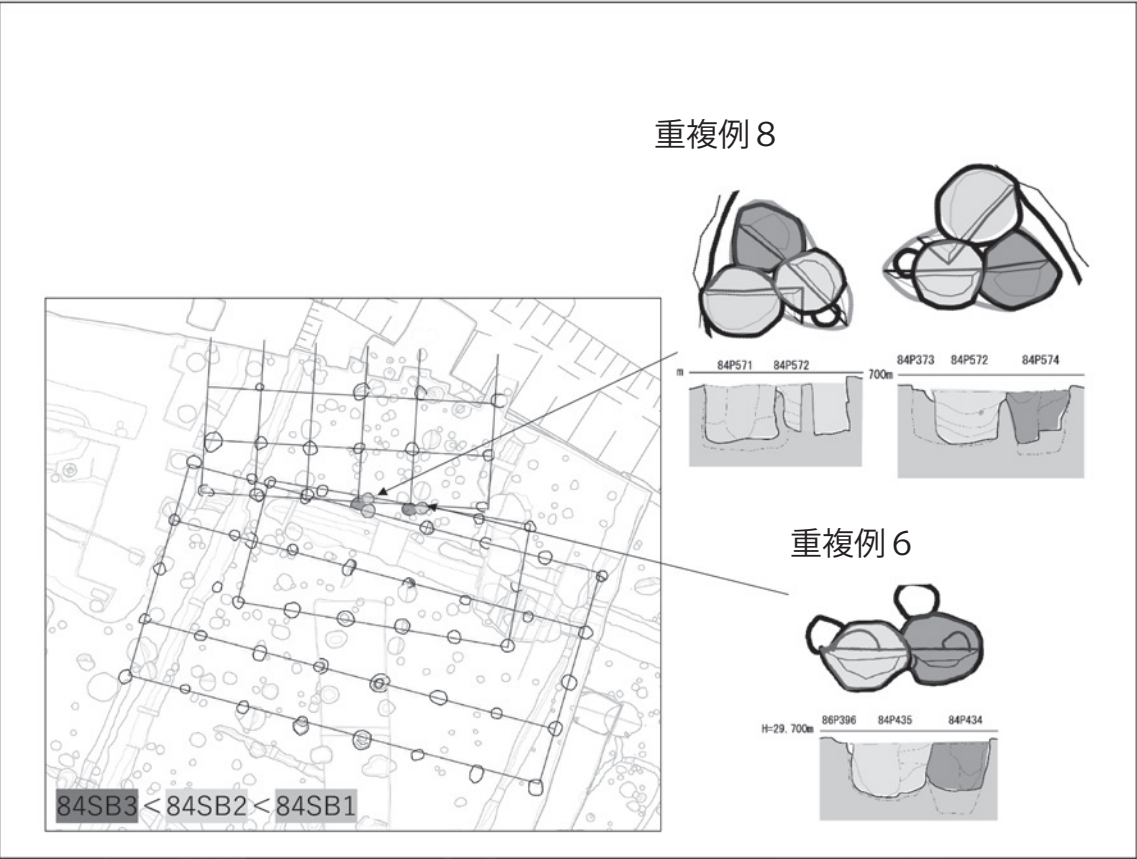
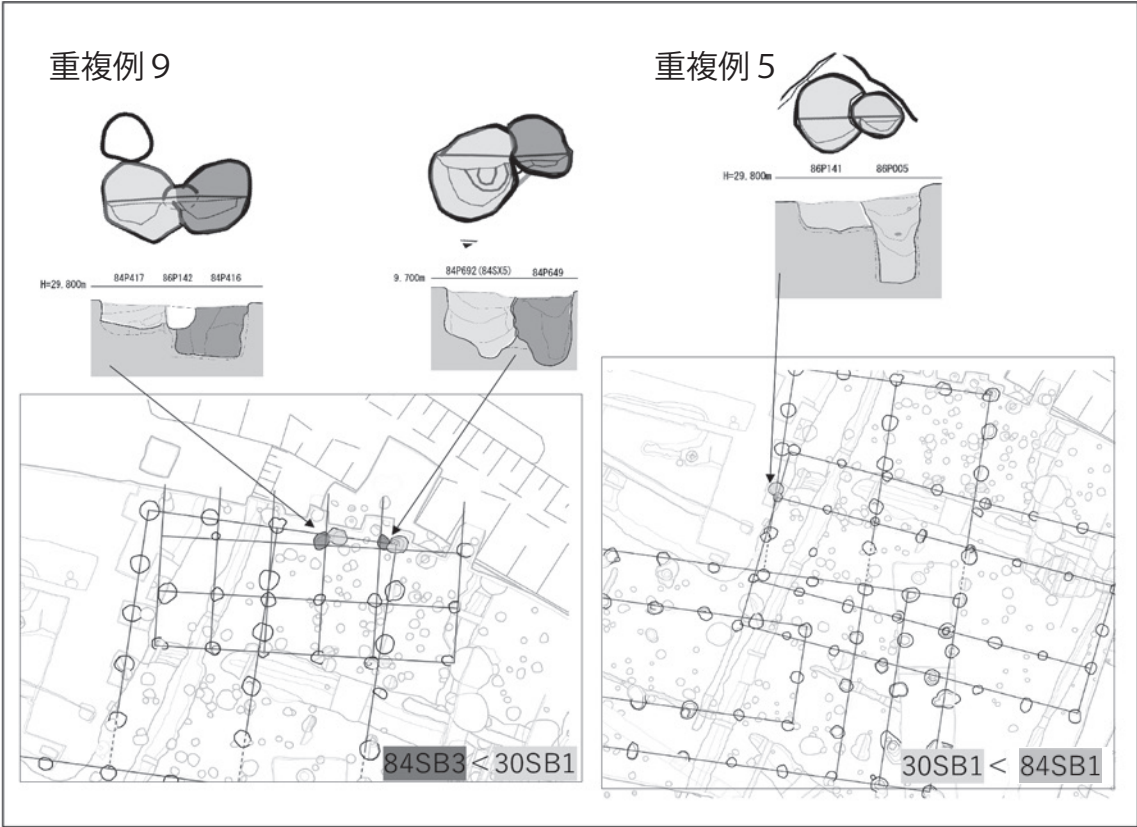


図 2 重複事例

建物方位についての問題点として、同一角度をもつグループが同時期に機能しているという理解を前提としており、先に触れたが、出土遺物で検証していないため複数時期の建物を含む可能性が排除できない。また、各角度グループの建物群の変遷を考える場合、グループを構成する建物はすべて同一の時期変遷として提示することとなるが、実際は各グループを構成する建物が一斉に建て替わったものではなく、ある程度の時間差はあったと想定されるⁱⁱ⁾。つまり、より微細な時期変遷は存在するが、認識検証が難しい部分が残る。

5. 建物の変遷

(1) 重複例と角度グループの対応

5つの角度グループの先後関係を決定するために、重複例をまず優先的な属性として使用する。先に記した重複例に、角度グループを対応させると以下ようになる。

重複例 1	24SB13 (11~13°) < 24SB12 (8~10°) < 24SB11 (8~10°)	iii < ii
重複例 2	24SB10 (11~13°) < 24SB11 (8~10°)	iii < ii
重複例 3	27SB12 (15~19°) < 27SB13 (21~25°)	iv < v
重複例 4	30SB2 (11~13°) < 30SB1 (8~10°)	iii < ii
重複例 5	30SB1 (付設86SB1) (8~10°) < 84SB1 (15~19°)	ii < iv
重複例 6	84SB3 (2~6°) < 84SB2 (8~10°)	i < ii
重複例 7	84SB3 (2~6°) < 84SB1 (15~19°)	i < iv
重複例 8	84SB3 (2~6°) < 84SB2 (8~10°) < 84SB3 (15~19°)	i < ii < iv
重複例 9	84SB3 (2~6°) < 30SB1 (付設86SB1) (8~10°)	i < ii

これらをまとめると、i) 2~6° or iii) 11~13° < ii) 8~10° < iv) 15~19° < v) 21~25°の順に変遷することがわかる。重複9例と建物方位グループの組み合わせには今のところ矛盾はない。i) 2~6°とiii) 11~13°の2グループはいずれもii) 8~10°グループよりも古いですが、直接重複が無いので先後関係は不明である。出土遺物等で判断するしかないため、今回は並列に置いておく。

(2) 角度グループごとの様相

角度別に建物を表示したのが図3下~5である。

先にみた建物群A~Gについて、角度グループごと建物の様相をみてみよう。i)の建物グループでは、A・B・F群には建物がなく、C・D・E・G群に存在する。C・D群には建物が多く集中し、とくにD群には四面廂建物が存在するなどこの段階の中心の建物群と推定できる。

iii)の建物グループでは四面廂建物が存在したD群には建物がなくなり、A・C・E・F・Gに建物が存在する。これらの中ではE群に大型の四面廂建物が存在することから、このグループの中心と考えられる。A群は建物数が比較的多い。

i)・iii)の建物グループよりも相対的に新しいii)の建物グループでは、A群には建物数が減少するものの四面廂建物が確認できる。C群は規模の小さな建物群が2棟、D群には建物が確認できない。E群にはiii)のグループから引き続き大型の建物が存在する。G群も引き続き小型の建物群が継続する。

iv)のグループでは、A群には引き続き建物数が存在する。B・C・D群にも建物が存在するが規

建物方位の角度分布図

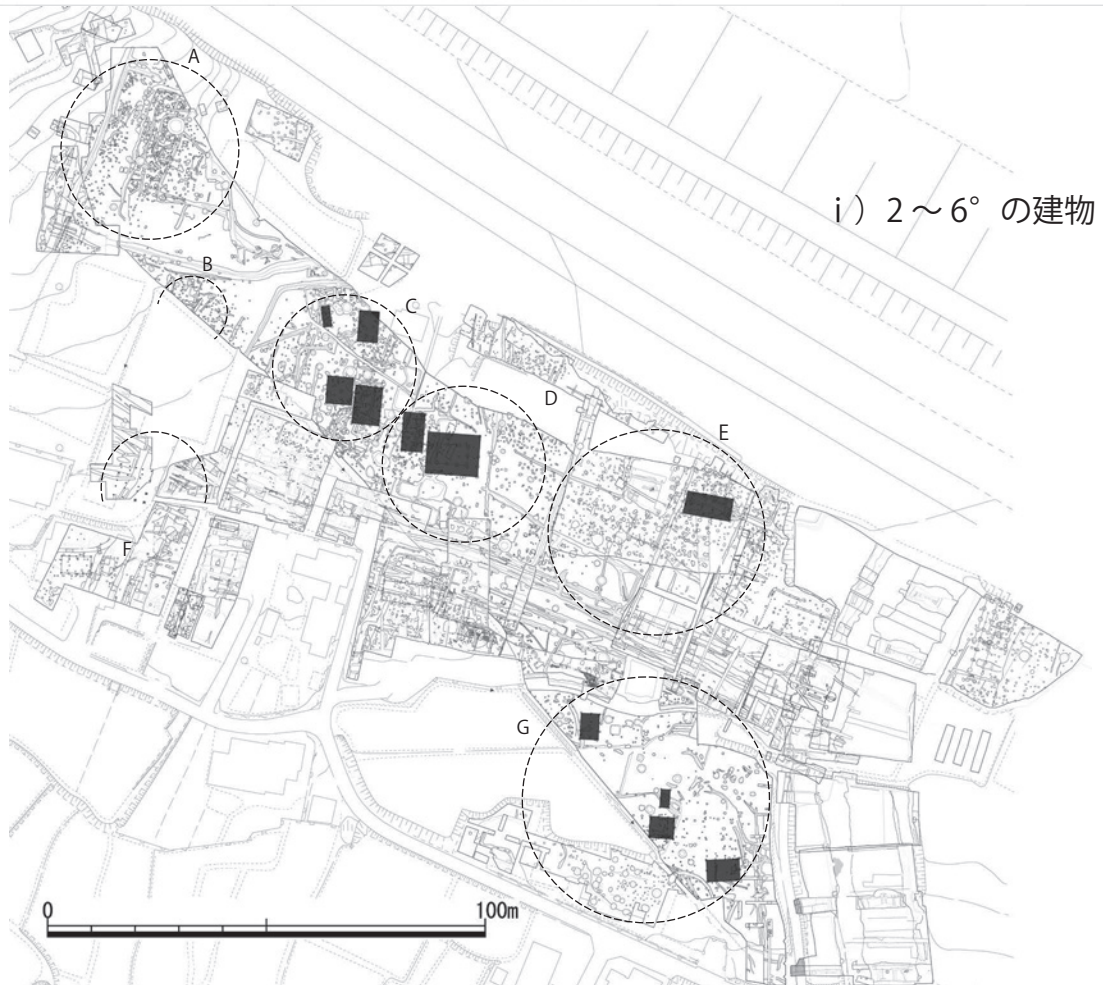
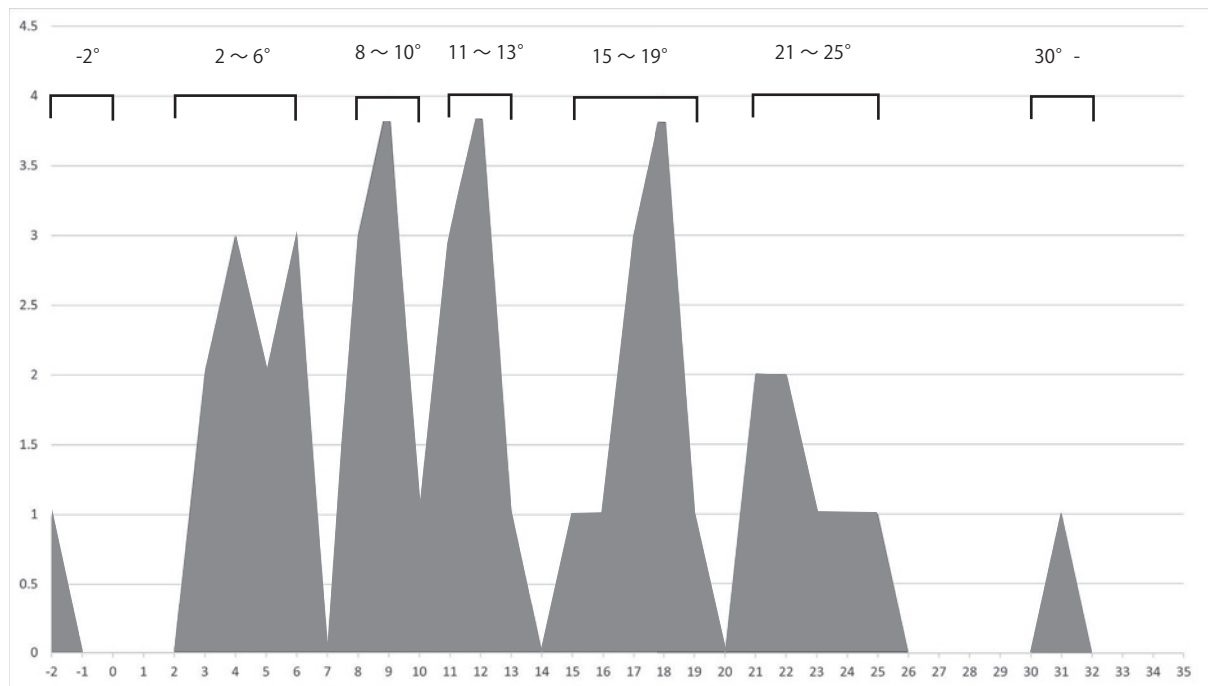


図3 角度分布図・角度別建物配置図 (1)

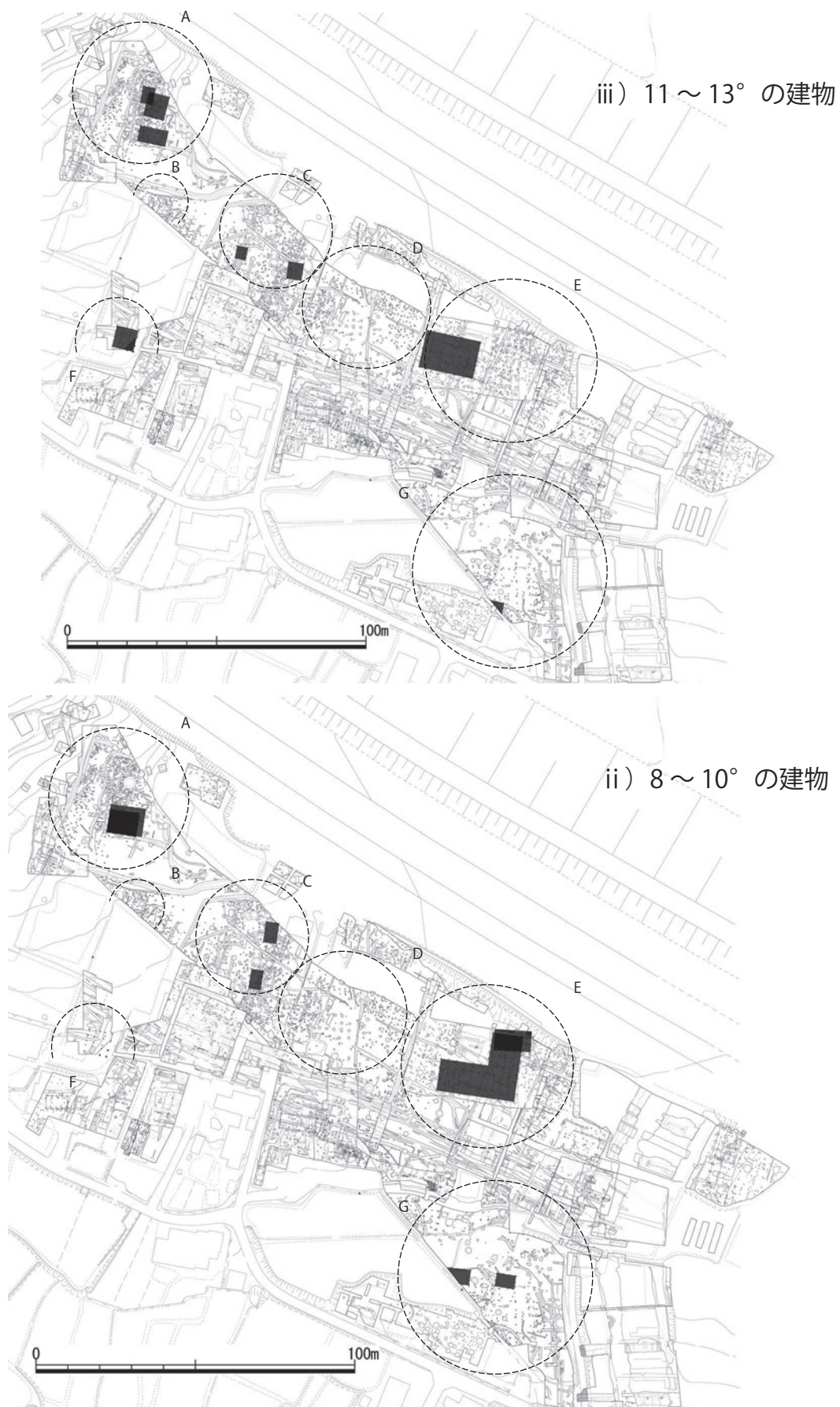


図4 角度別建物配置図 (2)

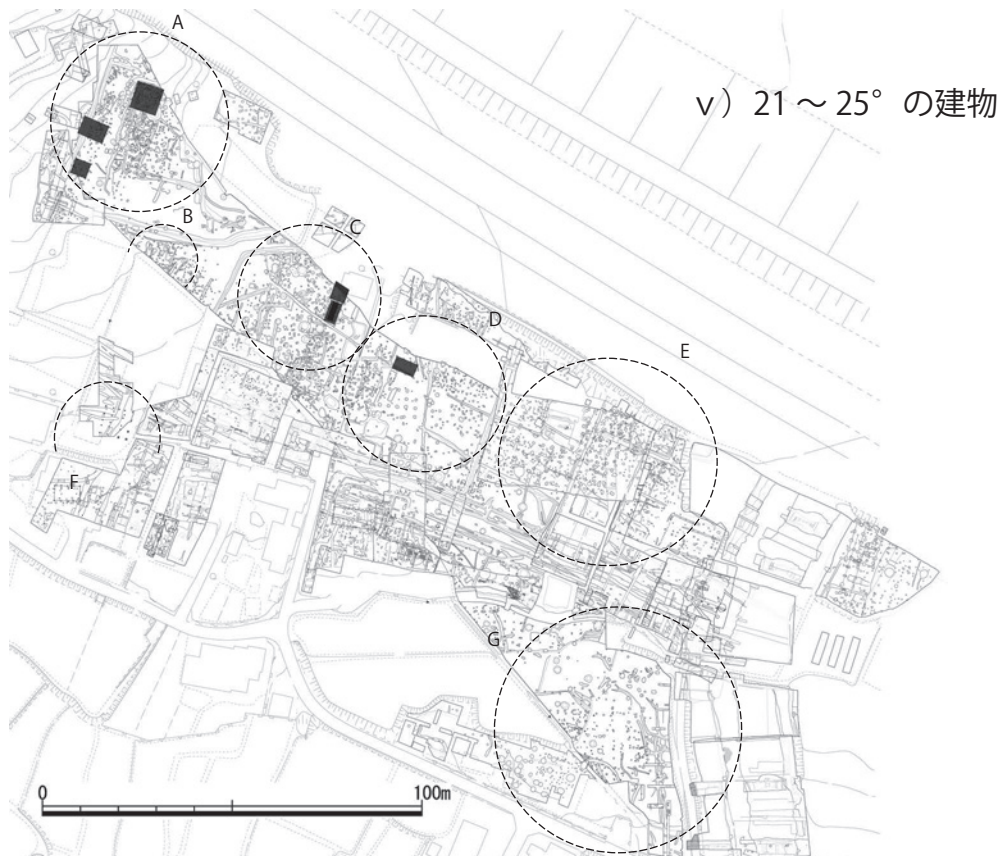
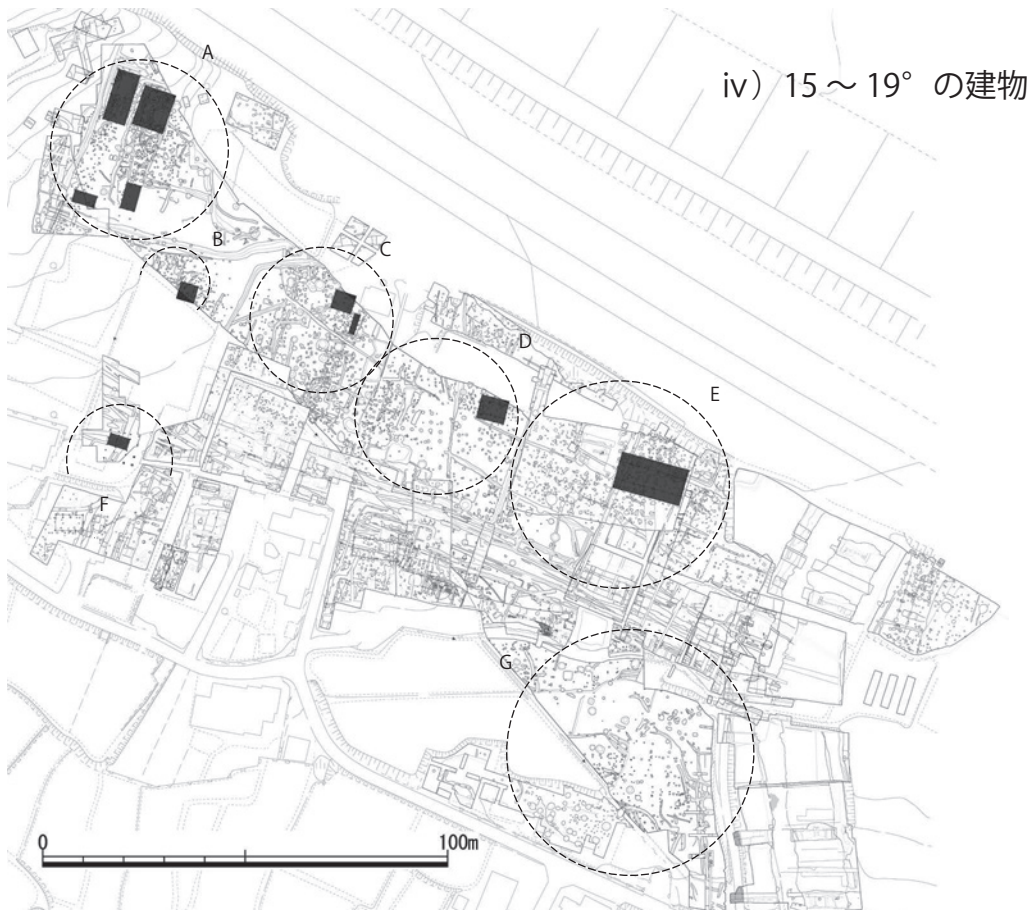


図5 角度別建物配置図 (3)

模は小さい。E 群は引き続き大型の建物が存在するなど、規模の大きな建物が継続して存在する。G 群には建物がなくなる。

v) のグループでは、A 群には引き続き建物が継続して存在するなど、各時期を通じて安定的に建物が存続する。C・D 群では規模の小さな建物が存在する。E 群はそれまで3つのグループで最大規模の建物が存在していたが、このグループでは無くなってしまう。G 群も前グループから継続して建物が存在しない。

このように先に示した建物グループの順番にその内容をみると、A 群では i) のグループでは建物が存在していなかったが、それ以外では建物が安定的に継続するようである。中央の C・D 群は初期の ii) のグループでは有力な建物群と想定されるが、それ以降は建物規模が縮小することや、建物数の減少がみられる。E 群は iii)、ii)、iv) の3つのグループで最大規模の建物を有する。しかし最も新しいと想定される v) のグループには建物が存在しなくなる。なお道路跡よりも南側の建物群についてはまだ未調査の範囲が残るため結論はでない。

6 まとめ

以上のように、今回は重複関係と建物方位の検討結果から、建物角度グループごとの変遷案を提示した。

再度まとめると、全体での変遷案を下記の通り想定できる。

i) 2～6°の建物 / iii) 11～13°の建物

↓

ii) 8～10°の建物

↓

iv) 15～19°の建物

↓

v) 21～25°の建物

ただし、この案には検討すべき属性、内容が残っている。ひとつには出土遺物の検討である。柱痕跡と柱掘方など遺物の詳細分析は当該時期の遺構においては難しい部分もあるが、出土遺物の検討は必須の作業となる。分布のまとまりの建物群ごとの時期幅も合わせて検討すべき課題である。また、遺構の重複関係は少なく、未調査範囲も含めた重複例の増加が見込めるのであれば重要な要素となる。

そして堀外部地区全体を見た場合には、建物変遷案と、道路跡や区画溝がどのように対応するか未解明の点が多い。区画の有無や変化といった状況と建物の様相は、堀外部地区の性格を把握するうえで、重要な内容である。今後、継続してこれらの検討を行っていきたい。

【参考文献】

- 平泉町教育委員会 1994『柳之御所跡発掘調査報告書 ―平泉バイパス・一関遊水地関連遺跡 発掘調査―』 岩手県平泉町文化財調査報告第38集
- 岩手県教育委員会 2020『柳之御所遺跡 第80次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第158集
- 岩手県教育委員会 2021『柳之御所遺跡 第81次発掘調査概報 高館跡第7～10次内容確認調査総括編2』 岩手県文化財調査報告書第160集
- 岩手県教育委員会 2022『柳之御所遺跡 第82次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第162集
- 岩手県教育委員会 2023『柳之御所遺跡 第83次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第166集
- 岩手県教育委員会 2024『柳之御所遺跡 第84次発掘調査概報』 岩手県文化財調査報告書第168集

【註】

- i 平泉町教育委員会の協力を得て、発掘調査時の原図を確認している。なお、24次調査の一部は原図未確認のため図の探索検討を継続している。
- ii 分布による建物群のまとまりがそれぞれ個別エリアとして機能していたとすれば、それぞれでの時期変遷や幅をさらに検討する必要がある。後述するように出土遺物の分析はこの点でも重要と認識しており、課題としたい。

柳之御所遺跡堀内部地区の遺構整備の検討（1） —「柳之御所遺跡の考古学的研究」—

櫻井友梓・高橋 祐・西澤正晴・長谷川伸大

1 はじめに

柳之御所遺跡は堀による区画により、堀内部地区とその外部に大きく分かれ、これまで岩手県では堀内部の調査と整備を実施し、堀内部については現史跡公園として整備公開している。事業の詳細について、整備事業については整備報告書を刊行しているほか（岩手県教委2010、2022）、発掘調査の報告も行ってきた（岩手県教委2018、2019）。

岩手県では、史跡公園の整備とともに堀外部の整備に向けた遺構検討を継続しているところである。しかし、既に整備している範囲についても、史跡公園として公開しているものの整備から10年以上が経過している範囲もあり、一部には経年による表示の劣化や周辺環境の変化も生じている。そのため来訪者の安全管理や史跡の表示によるプレゼンテーションの維持が必要との認識から、将来必要となるであろう全体の再整備等の計画とは別に、一部の劣化が著しい遺構については、修繕工事を行うこととした。修繕にあたっては、①劣化の原因を把握し対応の検討、②全体の再整備事業などが必要となった場合の検討材料となることも意図する、③遺構表示の目的などを整理しつつ具体的施工を検討すること、などが必要と考え、既整備事業の全体方針は維持しつつも細部の施工や材の選択などについて検討を行った。ここでは、それらの検討経過と整備の修繕における方針整理について報告する。

2 遺構修繕工事の実施について

（1）整備事業における遺構表示の考え方

① 遺構表示の区分と修繕工事の対象

柳之御所遺跡堀内部地区の整備の検討内容については整備報告書を刊行し経過を報告している（岩手県教委2010、2022）。特に史跡内の遺構平面表示においては、下記の3種類に分けて整備を実施した。

【表示 A】遺跡の代表的な遺構で、遺構や史料から上部の復元を目指すもの（28SB2、28SB4）

【表示 B】整備対象時期の遺構で、遺構の平面形状および柱配置を表現するもの（23SB2、23SB3等）

【表示 C】整備対象時期と異なるが、遺跡を特徴づける遺構。平面の遺構輪郭を表現するもの

（31SB5、55SB1、23SB1等）

これらのうち、柱材を用いて遺構表示を行ったのは整備 B とした遺構表示で、5棟の掘立柱建物跡を対象としている。これらの柱材について、整備後の経年変化により材の交換が必要となったものである。

② 平面表示についての整備時の想定

平面表示については、遺構の配置が視覚的に確認でき空間構成が把握できること、遺構規模が把握できること、柱材を表示することで建物であることを示しうることなどの利点がある。一方で、柱表示にとどまることから建物の上面構造が一般には理解が難しいこと、意匠や機能などが伝えづらいこと、

利活用についての制限が生じることなどが、遺構表示の課題及び表示による効果の限定性が生じる。

遺構表示の全体的な目的としては、これらの限定性を踏まえつつ、史跡空間や建物の存在及び平面規模を来訪者に伝えることとなる。

それを踏まえ、柳之御所遺跡の整備での遺構表示では、柱位置は遺構所見から設定し、建物範囲について舗装を行うことで建物規模の表示を行った。なお、表示面は水平として周囲に擦り付けている。柱材については、遺構で確認された樹種からクリ材を用い、柱径は遺構状況から復元し、表示の地上高は45cm程度とした。

樹種は柱材出土事例の分析でもっとも多く確認されたクリ材とし、白木材を防疫処理したものをを用いている。径は太い23SB2、23SB3が27cm、最も細い31SB7、52SB26が18cmである。

(2) 遺構表示の修繕に際しての考え方と経緯

① 現況と原因

遺構表示に用いた柱材について傷みが顕著であり、破損状況から下記の2点を主な要因として想定した。

- 1) 柱上部に当初から割れが多く（クリ材の多くにみられ、周辺の他遺跡の整備でも同様の所見あり）、そこから腐食等が発生したこと
- 2) 柱材の接地面で、折れなどが発生しており、融雪や雨水により腐食したこと

そのため、今回の修繕に際しては柱材の選択について、従前の方針を踏まえつつ検討すること、施工手法で長寿命化を図ることはできるかの2点を主な論点として検討したうえで、工事等の対応をすることとした。

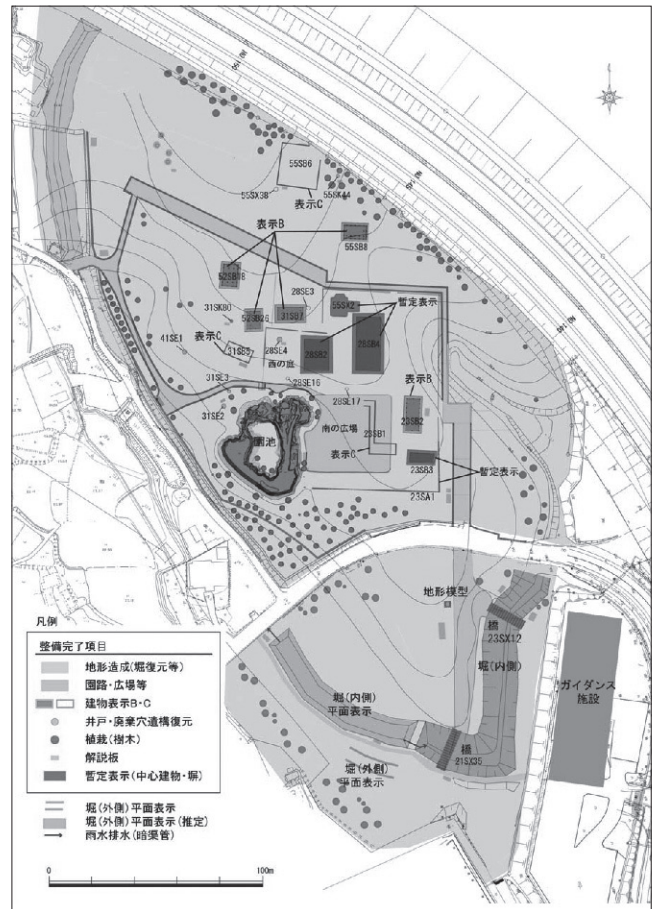


図1 柳之御所史跡公園の表示



図2 修繕前の遺構表示の状況

② 考え方と経過

【柱の材質について】

1) 検討の内容と経過

遺構表示において木の質感等を重視した従前の整備検討経過を踏まえ、擬木等を用いるのではなく、木材による表示を継続することとした。

一方で、樹種については、現在クリ材を一律に用いているが、維持管理による耐久性を鑑みて検討を行った。それは、クリ材で発生が比較的多くみられた割れ等が原因の一つとみられること及びクリ自体は硬質な材だが、反面薬剤の注入に課題が生じている可能性があるとの指摘もあったことから、割れが少ないあるいは薬剤の注入が十分となるのであれば他の材を検討したいと考えたことによる。

なお、発掘調査においては柱材としてクリ材が主として確認されているが、他の材も調査で確認されている（岩手県教委2019）。

2) 検討結果

今回の修繕にあたっては、木材の質感の表示を重視しつつ、樹種については他の材も一部に採用し、経過や視覚的效果を把握することとした。クリ材以外にヒノキ材やスギ材が事例として想定でき、地域的な特性や発掘所見を加味しつつ、写真等によって色味等を検討した。また、視覚的な影響を鑑みて一つの建物は同じ材で修繕することとした。材の維持管理、金額や入手のしやすさ、今後の修繕計画の比較として材を採用することとした。これから今回の修繕に際しては下記の方針を採用した。

建物の一部修繕……一つの建物を構成する柱材の半数以下が傷んでいるものは、一部の柱について修繕を行い、他の柱材との視覚的な違和感を減じるため、現在の材と同様のクリ材を用いる。

建物の全体交換……一つの建物を構成する柱材のうち半数以上が傷んでいるものは、全部の柱をヒノキ材もしくはスギ材で修繕を行う。

【整備の手法について】

1) 検討の内容と経過

当地の自然環境の影響などもあり、接地面の付近から倒木に至るような傷みが発生している可能性が想定された。また、地中部分については、工事に際して状況を把握しつつ整備手法を検討する必要がある。

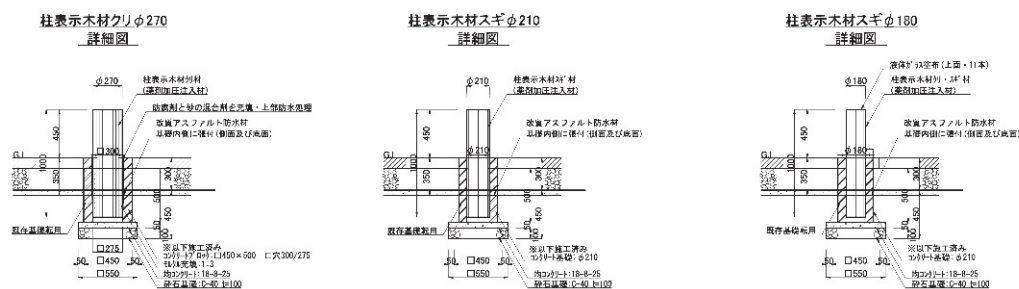


図3 施工詳細図

2) 検討結果

柱表示について雨水や凍結後の融解などが直接柱表示に影響を与えないよう、接地面の施工を行うこととした。また、柱表示材の上部は直接外的要因にさらされることから、何らかの保護、緩衝材を設置することとし、今回はコーティングの薬剤を塗布し、雨水等の影響の軽減をはかることとした。

3. まとめと課題

今回の修繕においては、整備事業からの劣化等の要因に対応するため、遺構表示の材質自体は木材による表示および空間のもつ雰囲気を維持することとし、一方で樹種については一部変更して実施することとした。全体的な再整備などが今後生じる可能性を考え、その際の検討材料となることなども意図しているものである。変更による耐久性などの効果および表示の意義や目的との整合性などを判断していくこととしたい。

一般的に、遺構表示において何を目的として行うのか、原寸大の復元表示と柱表示による平面表示などによっても本来の表示の目的は異なると思われる。そして、それぞれの目的に対して配慮すべき及び重視すべき事項は異なってくるものと考えられ、つまり立体表示、平面表示などの表示手法によっても留意すべき点は異なるものと考えられる。考古学遺跡のプレゼンテーションの手法のひとつとして、史跡整備においてこういった手法を選択すべきか配慮すべき事項は多いが、今後堀外部の整備検討を行う上で、堀内部地区の状況や必要となったメンテナンスも含めて検討する必要がある。維持管理や全体のあり方も含め、今後も継続的に検討していきたい。

【参考文献】

文化庁文化財部記念物課 2004『史跡等整備のてびき』

【柳之御所遺跡に関わる主な報告書】

【整備事業】

岩手県教育委員会 2010『柳之御所遺跡 第Ⅰ期保存整備事業報告書』岩手県文化財調査報告書第131集

岩手県教育委員会 2022『柳之御所遺跡 第Ⅰ-2期保存整備事業報告書』岩手県文化財調査報告書第163集

【発掘調査】

岩手県教育委員会 2018『柳之御所遺跡 堀内部地区内容確認調査 図版編』岩手県文化財調査報告書第154集

岩手県教育委員会 2019『柳之御所遺跡 堀内部地区内容確認調査 本文編』岩手県文化財調査報告書第155集

【註】

- i 今回の修繕に際しては、平泉遺跡群調査整備推進会議において、手法や選択について指導助言を得ている。また、工法の検討には文化財保存計画協会への委託業務による検討結果を含む。
- ii 宮城県多賀城跡で用いられているように銅板等を設置する手法も想定したが、視覚的な影響や費用対効果の不明点などもあり、今回は薬剤の塗布にとどめることとした。経過を観察し、今後の整備に際して再度検討していきたい。

11世紀陸奥・出羽の政治的拠点と平泉

佐藤嘉広

1 平泉以前の政治的拠点研究の課題

(1) いくつかの論点

本稿では、12世紀に日本の北辺に成立した政治拠点平泉と、同地域の11世紀代の拠点との関りを論じる。平泉以前、当該地域に強い影響力を持っていたのは、「俘囚」とも呼ばれた安倍氏及び清原氏である。

平泉を、奥六郡における安倍氏、山北三郡における清原氏の領域支配の延長上に成立した政治拠点とする見方は、今日、一般的といえる。関連して、1970年代後半に始まった為政者としての奥州藤原氏の性格についての議論を、安倍氏にまでさかのぼらせ、国家からの独立色が強いのか、国家の地方機関としての性格かが論じられている。しかし、安倍氏・清原氏による領域支配の具体はほとんど明らかになっておらず、奥州藤原氏支配への「延長」とされるものは、おもに①血統的連続性、②支配領域の連続性、③拠点形態の類似性、によって説明されているように見受けられる。

一方で、次の2点については、研究者間でおおむねのコンセンサスが得られていると思われる。ひとつは、安倍氏及び清原氏の出自が、いずれも在地土着の「蝦夷」のみに単純に由来するものではなく、その事実がいつの時代かについては議論がありながらも、中央貴族の血筋と関連するというものである。もうひとつは、安倍氏、清原氏とも「在庁官人」であり、両氏とも陸奥守など中央からの派遣官、さらには中央貴族との結びつきを強めながら蓄財を重ね、勢力を蓄えていったとするもので、とくにも安倍氏については、奥六郡に影響力を持っていた鎮守府将軍の欠官を機にその権限を代行し、勢力を伸長させていったと見られている（淵原2013など）。

また、古くからの考証事項であった、史料に見える安倍氏・清原氏それぞれの勢力拠点の現地比定については、考古学的な調査の進展もあって、石坂柵や鶴脛柵などの安倍氏の一部の柵を除けば、当たらずといえども遠くない地点に求められつつあるといえるだろう。

(2) 説明困難な重要課題

このような成果が積み上がりつつも、11世紀陸奥・出羽の政治的拠点^(注1)に関しては、記録史料が極めて少なく、また、時期決定に益する土器などの考古資料も少ないため遺跡の時代判別が難しく、さらに、それら考古資料の年代観も未だ検討途上にあることから、上記に関する研究には行き詰まりさえ感じられる。

加えて、史料^(注2)が極めて限定的であるため、以下の例に示すような、通常は一義的に議論されるべき内容の検討が進んでいない。

まず、安倍氏・清原氏の拠点及び支配領域を舞台として展開した前九年合戦と後三年合戦の本質的要因である。これらの合戦については、それぞれ「陸奥話記」（以下、「話記」という。）と「奥州後三年記」（「康富記」を含む）（以下、「後三年記」という。）が基本的史料であるが、史料中で説明される「婚姻の怨恨」や「慶賀来訪の無視」にはいずれも疑念が示されていて、合戦の本質が糊塗されていると見られている。とはいえ、多くの研究者によるこれまでの説明は、当事者間の人間関係や私怨などを中心とするものであり、長期にわたる戦乱の要因の合理的説明にはたどり着いていないように思われる。

次に、安倍氏及び清原氏の地域支配構造についてであるが、いずれも一族の拠点が領域内に複数点

在していることから、「同族連合」的支配体制が推測されている（高橋1991など）。また、後三年合戦時には、清原氏が同族連合的支配体制から脱却し、宗家への権力集中を図ろうと試みた可能性についても言及されている（高橋同前など）。しかし、「話記」・「後三年記」は、おもに戦時の状況を描写した物語であり、平時にどのような支配を行っていたかについての直接的記述は乏しく、結果、「柵」などの分布状況から演繹的に導かれた推測となっている。したがって、両氏の支配拠点と一族氏名との対比考証を越えて、それぞれの拠点の具体的な政治的・行政的性格についての議論は行われていない。安倍氏・清原氏がどのような領域支配を行っていたかは、現時点ではほとんどイメージできない状態なのである。

本報告では、こうした制約を十分に認識しつつも、11世紀陸奥・出羽の支配拠点と平泉との関係論じるために、それぞれの拠点の立地などを検討し、さらに、おもに鎮守府将軍に着目して、前九年合戦と後三年合戦及び安倍氏・清原氏とそれら一族の拠点を検討して、政治拠点平泉との関係を整理してみたい。

2 安倍氏・清原氏の拠点とその立地（図1）

（1）安倍氏の拠点

ア 13の拠点

ここでは、安倍氏の拠点を「話記」に記載される河崎柵、小松柵、石坂柵、藤原業近柵、瀬原柵、大麻生野柵、鳥海柵、黒澤尻柵、鶴脛柵、比與鳥柵、厨川柵、姫戸柵のいわゆる12柵に加えて、「吾妻鏡」中の「安倍頼時衣河遺跡」記載から衣川流域を含めた13の地点・地域として仮置きする。

これらの諸柵等と奥六郡域との関連については、古く板橋源（1961）が示したところであるが、近年の調査成果を踏まえて以下のとおり再整理する。

磐井郡内3、胆沢郡内5、和賀郡内1、稗貫郡内1、紫波郡内1、岩手郡内2

これより、13拠点が奥六郡域と磐井郡内に広く点在することが伺える。そのため、「柵」が軍事的性格に限らず、政治・行政機能をも有する拠点であろうとする推論が行われている。この場合、古代

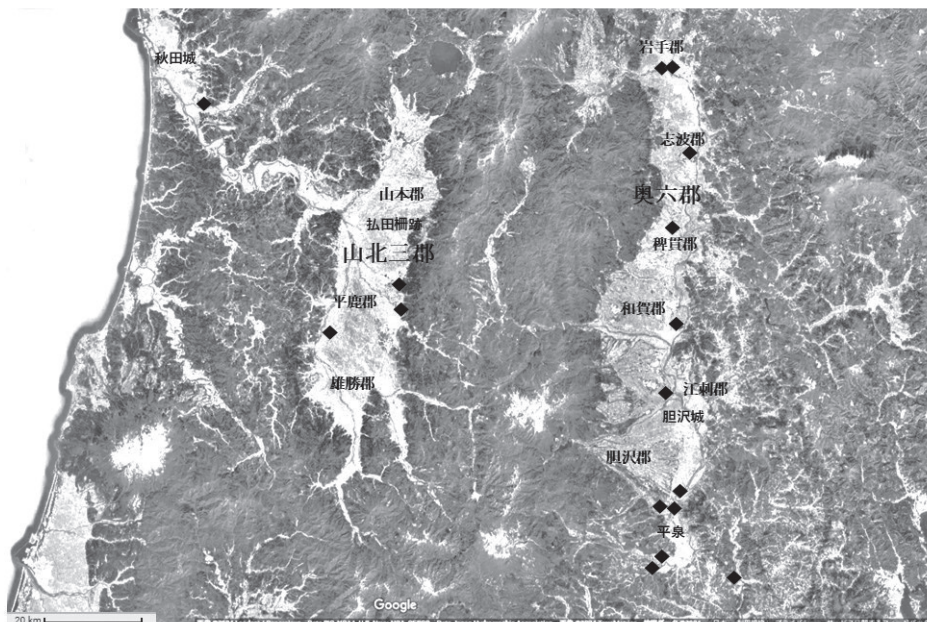


図1 奥六郡域・山北三郡域と安倍氏・清原氏の拠点推定地◆など（下図は google map）

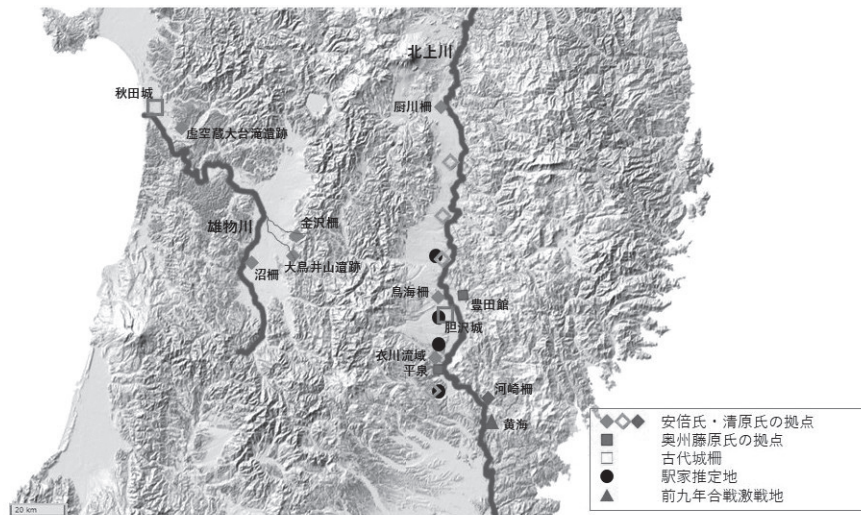


図2 北上川・雄物川と安倍氏・清原氏の拠点、及び律令国家の施設など（推定位置を含む）

（下図は地理院地図）

の郡域との対応を想定する必要もあるが、9世紀中葉以降の奥六郡域の建郡と郡制については議論が多く、安倍氏の諸柵を単純に古代の郡統治施設の延長として把握できるかは、慎重に検討を重ねる必要がある。まずは、表面的な対応関係が導かれる可能性を見ておく。

次に、これら13拠点の立地を確認する（図2）。

最北端の厨川柵から最南端の河崎柵まで、直線距離で約90km。これらの柵に沿って北上川が北から南へ流れている。有力な擬定地が北上川左岸となる河崎柵を除けば、他の拠点はすべて北上川右岸に沿っている。この立地は、古代の官道が関係していると考えてよいだろう。「延喜式」に記される北上川流域の駅家は、すべて北上川右岸に位置していると見られる。この点では、安倍氏の拠点が律令国家施設の延長上に構築されたと見ることができる。一方で、河崎柵のほか、前九年合戦の激戦地であった「黄海」も北上川左岸に位置していると見られ、磐井郡内が安倍氏の直接的な支配領域ではなく、金為行の支配下にあったと考えられていること（菅野1995）が説明できる立地であるともいえる。

イ 鳥海柵、厨川柵、衣川流域

次に、現地比定がほぼ確実視されている鳥海柵と厨川柵について、周辺の地形との関連を確認する（図3）。

鳥海柵跡（図4）は、岩手県金ヶ崎町西根地内に位置している。9世紀初頭に鎮守府が置かれた胆沢城から北西へ約2kmの場所である。胆沢川左岸の河岸段丘上に立地し、沖積低地との比高は約10m。胆沢川は鳥海柵跡から東へ約2～3km付近で北上川に合流する。2018年現在、22次にわたって発掘調査が行われていて、11世紀以来、遺跡周辺の地形が大きく改変されていないことがわかっている。東北縦貫自動車道が南東―北西方向に走り遺跡を分断している。自動車道の西側では、9世紀代の遺構・遺物が確認され、東側と様相を異にしている。遺跡内は、自然の流路をそのまま利用した堀状の低地部や人工的な堀跡によって区画形成が認められる。遺構面は全体として北西から東南に向かってわずかに傾斜し、掘立柱建物跡などが起伏に乏しい平坦な地形面で検出されている。柵跡の存続期間は、「話記」の記載から数十年程度と推定され、発掘調査で出土した土器などの考古資料もその時間幅を追認している（金ヶ崎町教委2017など）。

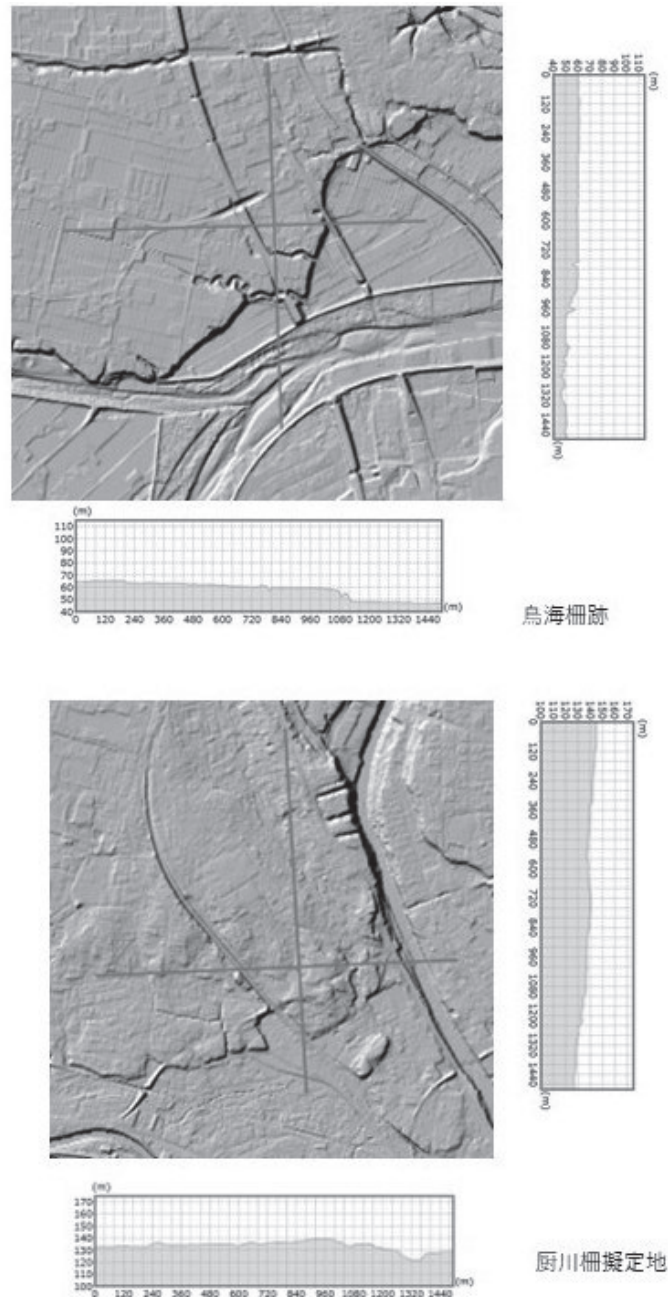


図3 鳥海柵跡と厨川柵擬定地の陰影図と断面図
(地理院地図から作成、断面図長1500m)

厨川柵は、確実な現地比定ではないが、岩手県盛岡市前九年から大新町一帯及びその周辺に位置していると考えられ、現在は大新町遺跡、大館町遺跡などと呼ばれている。東流する雫石川と南流する北上川との合流点の河岸段丘上に立地し、沖積平野との比高は5～6mほどである。鳥海柵跡より多少の起伏と傾斜があるものの、周辺低地との際立った比高差を感じさせない地形である。柵全体が堀によって囲まれているとする見解もあるが、確定していない。近接して、姫戸柵が位置していると考えられている。

このほか、「話記」の記述や現在の地名などから、北上川との合流点に近い衣川北岸に、藤原業近

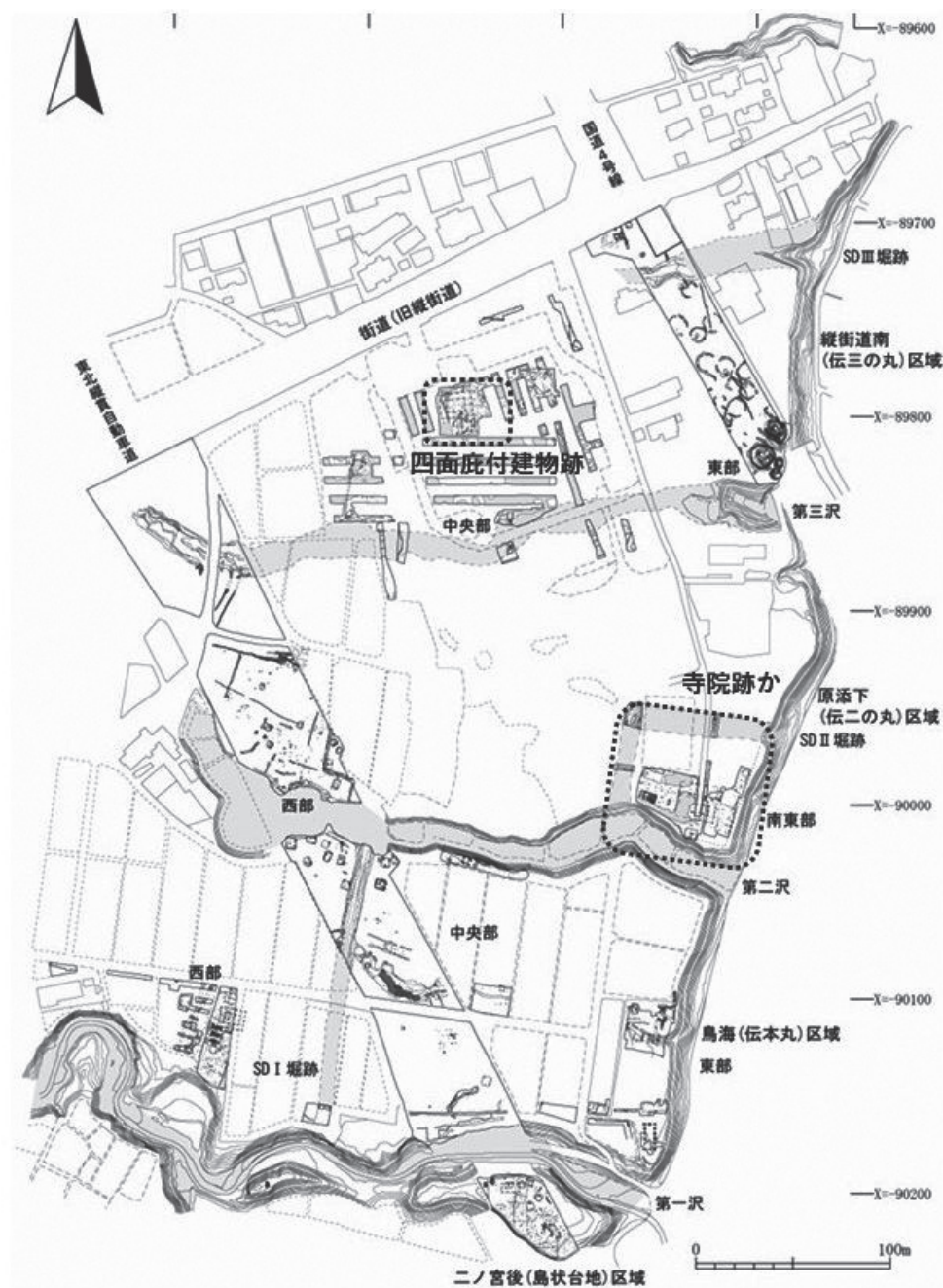


図4 鳥海柵跡全体図

(金ヶ崎町教委2014 P5図を改変)

柵、瀬原柵が置かれていたと推定されている。加えて、衣河関も近在していたことは確実である。「吾妻鏡」では、安倍頼時の時代に頼時の子息兄弟が家屋を構えていたとされ、衣関を設置し、小松楯、琵琶柵が所在したと伝える。琵琶柵は「話記」には見えず、また、小松楯が「話記」の小松柵と同一の対象物かについても不明であるが、それらの「柵」等に加えて、関山丘陵頂部から真北の延長上2km付近に、土塁等で区画された礎石建の寺院跡が所在していた事実からも、衣川流域が安倍氏一族にとって重要な地域であったことは動かないだろう。

ウ 3 拠点の性格

ここで、安倍氏の13拠点のなかの鳥海柵、厨川柵、衣川流域の性格について少し検討する。鳥海柵と衣川流域は直線で20km、鎮守府が所在した胆沢郡のおおむね北端と南端に位置する。一方、厨川柵は大きく北に離れ、衣川流域との距離は78kmである。

「吾妻鏡」の記事にいう、衣川流域に所在したとされる安倍氏一族の居宅と、鳥海柵ほかの諸柵との関係は明らかではない。衣川流域が、11世紀中葉ごろに行われた「漸出衣川外」の進出拠点であったと解釈することも可能であろう。一方、最北に位置する厨川柵は、「話記」から戦乱時の最後の砦とするほどの防御機能が備わっていたこと、多数の婦女子がいたことを固有の特徴と見ることができよう。前九年合戦の経過を鑑みると、安倍氏の各柵に居住等していた婦女子が、戦時において即時に厨川柵に集められたとは考え難い。

鳥海柵については、安倍富忠との合戦で負傷した頼時が、帰還経路にあたるとも考えられる厨川柵ではなく、鳥海柵で落命していることが知られるが、衣川流域の居宅への途中で力尽きたものと考えても矛盾しないように思う。文治5年9月に源頼朝が平泉から奥六郡に滞在した30数日間の「吾妻鏡」の記事で、厨川柵や頼朝による鎮守府八幡宮への奉幣が記されながら、鳥海柵に関してはまったく触れられていない意味を十分に検討する必要がある。

(2) 出羽における清原氏の拠点 (図5)

次に、出羽側に所在した清原氏の拠点について記述する。それらは、安倍氏の拠点にも増して資料が少なく、加えて、清原氏の重要な拠点と目され、最も発掘調査が進んでいる大鳥井山遺跡について、同時代資料には「柵」としての記述がないなどの不明点がある。「後三年記」は、清原家衡がよったとされる沼柵及び後三年合戦において武衡・家衡が最後の砦とした金沢柵(城)を伝えている。

秋田県横手市大鳥町に所在する大鳥井山遺跡は、後世の記録となるが、大鳥山光頼、頼遠の居館と伝えられている(図6)。現在は、東西に延びる大鳥井山と南北に延びる小吉山のふたつの小丘陵の範囲を大鳥井山遺跡と呼んでいる。2009年現在、11次にわたって発掘調査が行われている。横手盆地の東端、雄物川の支流横手川右岸の丘陵端部に位置し、独立丘陵上を呈している。横手川に沿って北西に下った場合、雄物川までは約12kmとやや距離がある。また、低地部を挟んだ遺跡の東側にはもうひとつの独立丘陵があり、台処館跡と呼ばれている。詳細は明らかではないが、大鳥井山遺跡と一連の機能を有していた可能性が考えられている。大鳥井山遺跡の清原氏拠点としての存続期間は100年以上と見られている(島田2022)。

同じく沼柵擬定地も秋田県横手市に所在する。横手盆地の西端近くを南北に流れる雄物川の東約500m、大鳥井山遺跡の西南西約12km付近、自然堤防状の微高地に擬定されていて、沖積面との比高は1mほどである。この連続する平坦面の面積は、おおむね50haであるが、一部独立丘陵上の高まりがあり、後世に構築された城館の中心部と目されている。部分的な発掘調査が行われているものの、全体像は不明である。

同じく金沢柵擬定地も秋田県横手市金沢中野に所在する。一部について発掘調査が行われていて、厨川左岸にある陣館遺跡を含めた丘陵端部一帯が柵の範囲として推定されているが、判然としていない。厨川は横手盆地東端から北西に流れ、10km弱で雄物川に合流する。擬定地付近は、平坦な沼柵擬定地はもちろん、大鳥井山遺跡に比してもその丘陵規模は際立っていて、平野部からの比高は、陣館遺跡の頂部で20m、金沢城跡の八幡社部分で110mである。

このほか、11世紀後半代の遺構・遺物を出土し、堀に囲まれた有力者居館と推定される秋田市虚空

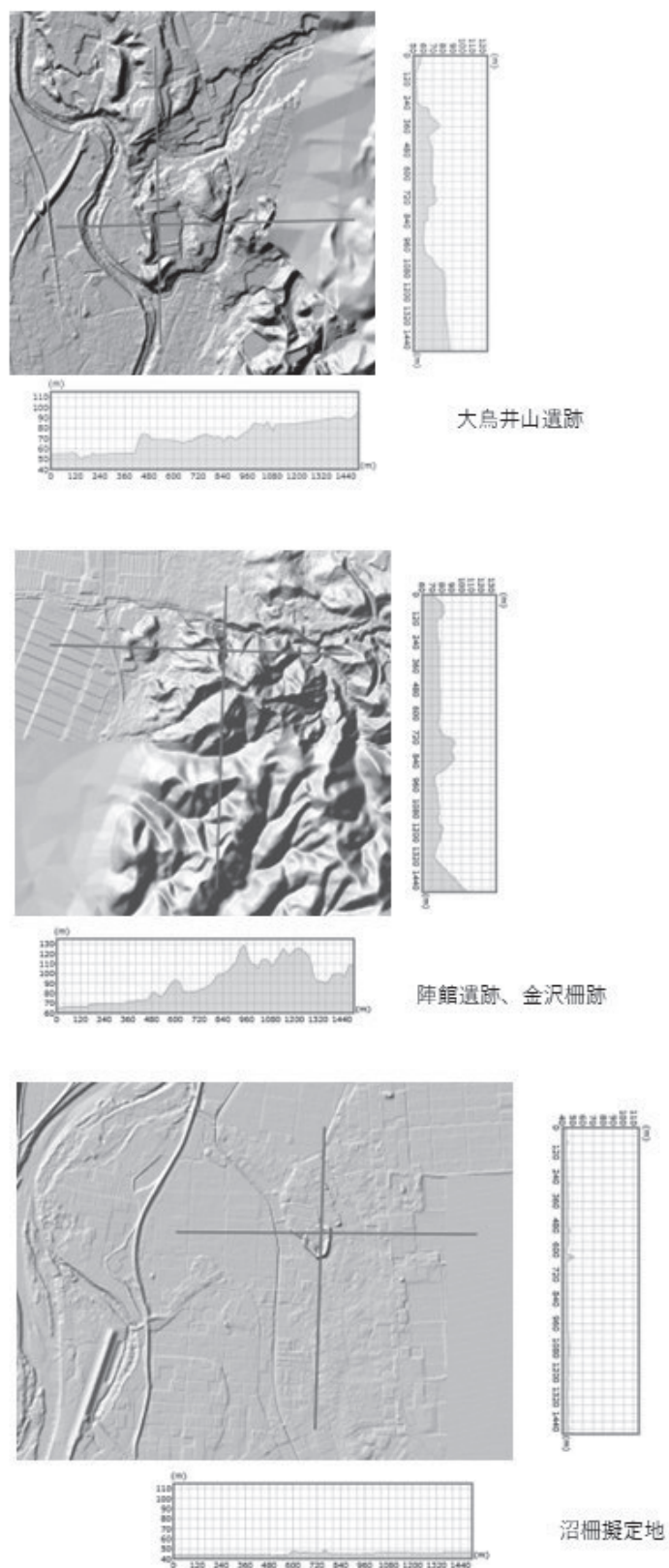


図5 大鳥井山遺跡、陣館遺跡・金沢柵跡及び沼柵擬定地の陰影図と断面図
(地理院地図から作成、断面図長は1500m)

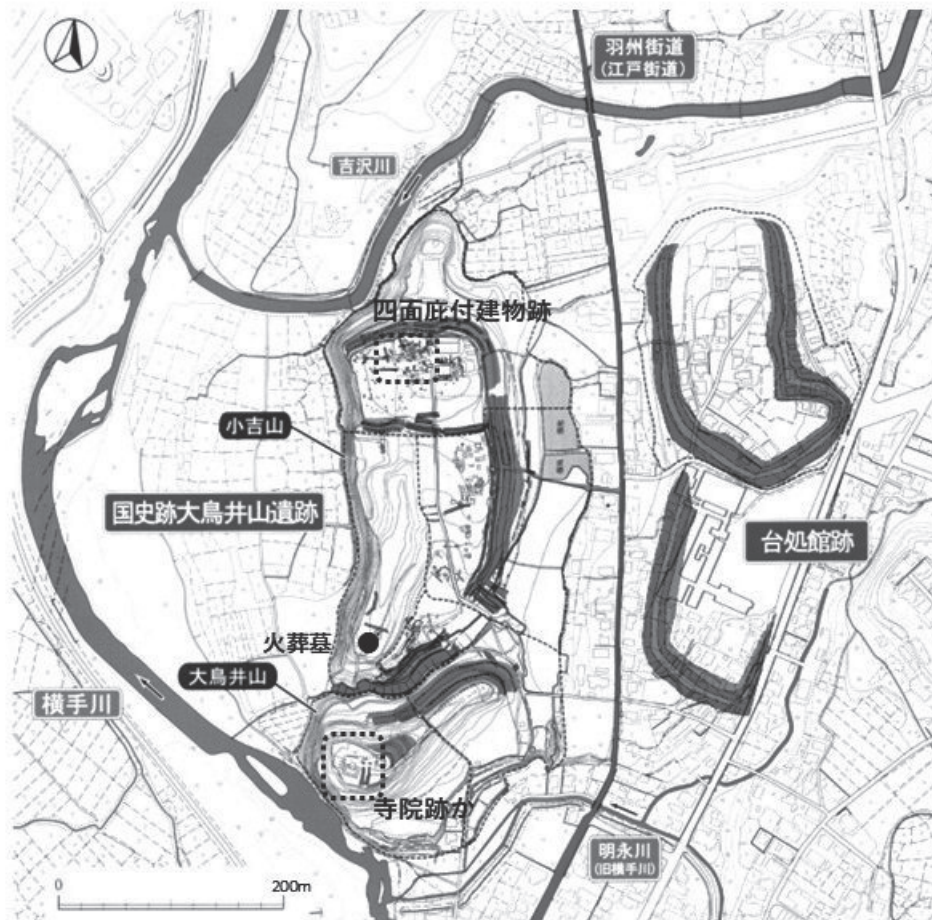


図6 大鳥井山遺跡全体図（横手市教委2020 P4図を改変）

蔵大台滝遺跡が、清原氏と縁戚関係にある一族に関わる可能性が推定されている。岩見川に面した丘陵端部に形成されている。雄物川右岸までの直線距離は約4kmである。

(3) 古代陸奥・出羽の政治的拠点と平泉

ア 鳥海柵と大鳥井山遺跡の政治・行政を説明する遺構と遺物

上記のように、安倍氏・清原氏拠点のいくつかについては、やや具体的な様相が判明しつつある。例えば、鳥海柵跡や大鳥井山遺跡では、庇付きの大型建物跡が発掘されていて、それぞれ、安倍氏及び清原氏そのものの居宅または／かつ政治・行政の実務に関する施設として見られている。特に大鳥井山遺跡では、小吉山丘陵において、四面庇付建物跡に加え行政実務機能を担った可能性を持つ小規模な掘立柱建物跡が一定数確認されていて、これらと対応するかのようには硯が出土している。

また、両遺跡においては、仏具等の出土は報告されていないが、仏堂の可能性のある建物跡も各1棟報告されている。さらに大鳥井山遺跡では、古い調査であるため年代が不確定であるものの、火葬墓が確認されている。この火葬墓を11世紀代のものとしてとらえ、仏堂と居宅との位置関係を意味あるものとして把握する考え方も提示されている。

イ 平泉との対比（図7）

これらの拠点について、平泉と対比する場合には以下の注意が必要である。

まず、拠点全体の構造である。政治拠点平泉には、大きく寺院域、政治・行政域が含まれ、そのほ

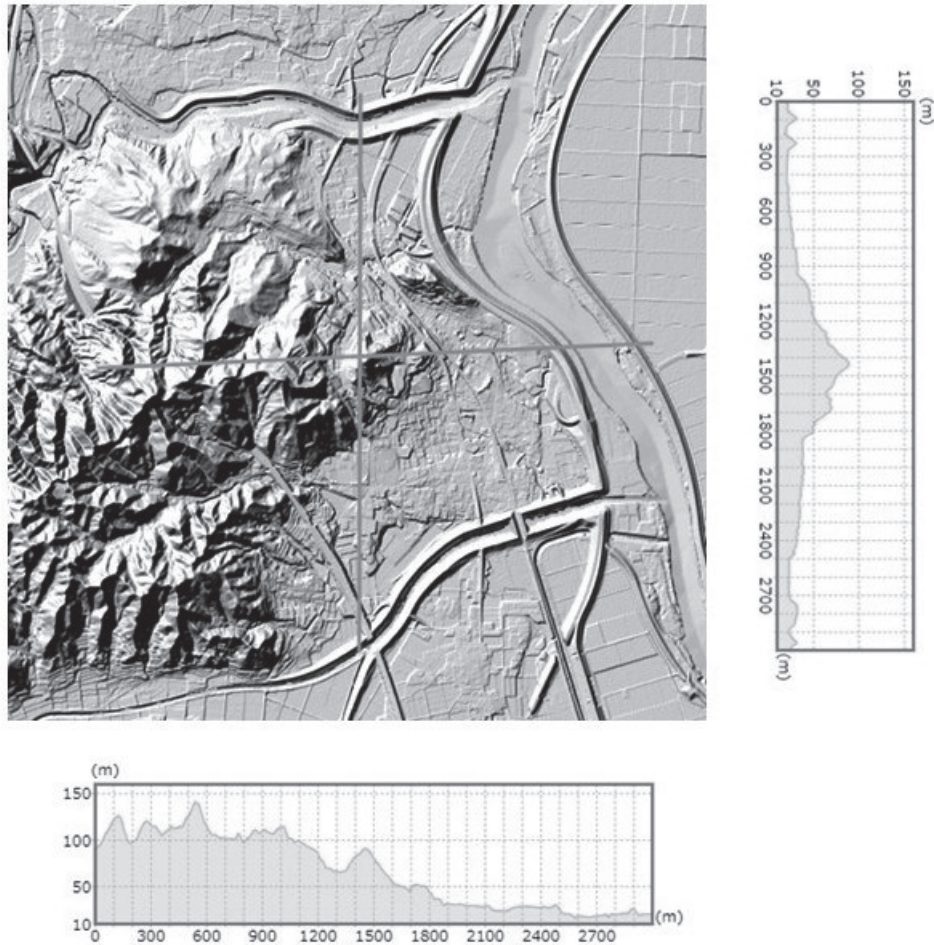


図7 平泉の陰影図と断面図

(地理院地図から作成、断面図長は3000m)

か都市的様相を示す地域が形成されていると見られる。それらの範囲全体は、 5.5km^2 以上に及ぶ。「平泉館」と呼ばれた政治・行政の実務域はほぼ柳之御所遺跡に対応すると考えられているが、とりわけ、約5haの堀内部地区が実務の中心的な場所と目されている。

平泉を上記のように整理した場合、鳥海柵跡及び大鳥井山遺跡をどのように対応させることが可能であろうか。

鳥海柵跡については、四面庇建物跡が検出された縦街道南区域が政治・行政の実務域とみなされている。また、原添下区域から仏堂が、鳥海区域から工房等が検出され、それぞれ異なった場の機能があったようにも考えられるが、鳥海柵の機能の中心が、縦街道南区域⇒鳥海区域⇒原添下区域と遷移しながらも独立的に併存した可能性が強く指摘されている。

大鳥井山遺跡については、大鳥井山西部地区に仏堂、小吉山西部地区に墓が所在し、それらが宗教空間として、小吉山北部地区や東部地区が居宅を含む政治・行政的機能を有していたと考えられている。個々の遺構は何時期かに区分されて考えられているが、11世紀後半には後三年合戦に対応して防御機能が拡充されたとされる。

鳥海柵跡、大鳥井山遺跡いずれも、平泉に比して政治拠点機能の推定根拠は弱い。そのため、平泉との明確な対応関係を示すことが困難である。両者は、一定程度の政治・行政実務が行われていたと

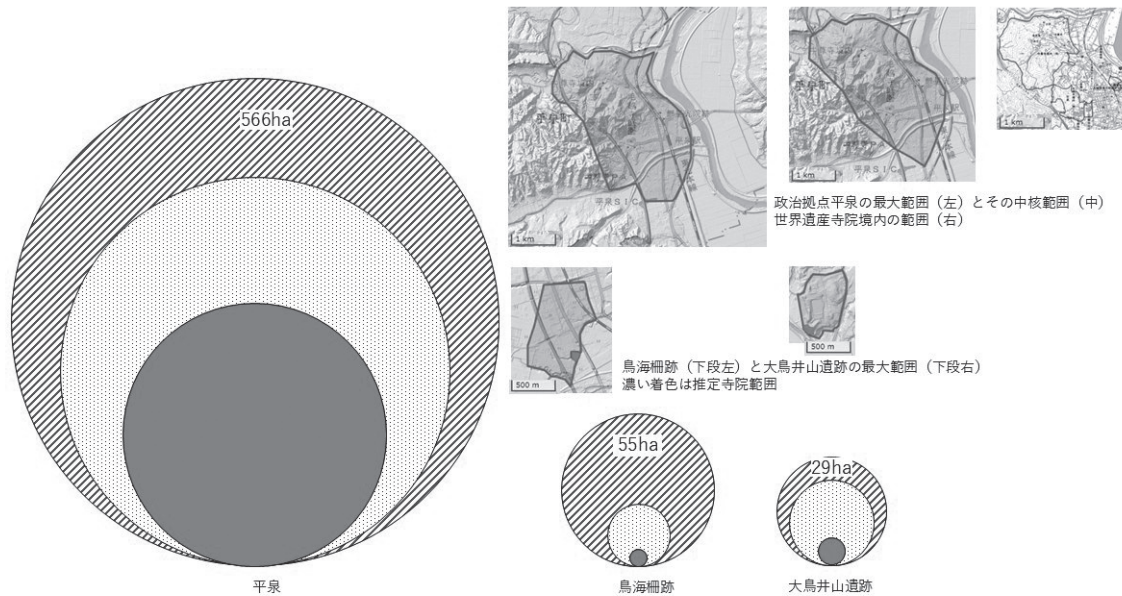


図8 鳥海柵跡、大鳥井山遺跡、平泉における拠点面積イメージ

最大拠点範囲
 中核範囲
 寺院範囲
 (いずれも推定)

しても、平泉に比して機能的にも規模的にもコンパクトな拠点であることは動かないだろう。宗教性についても同様で、平泉の仏教寺院及び寺院跡が相対的に広い面積を有するのに対し、両遺跡におけるそれらの面積は狭小である（図8）。したがって、両遺跡が宗教色を持つ政治拠点であったとした場合でも、その宗教的（仏教的）特質は平泉に比して著しく小さいものであると考えるべきであろう。

ウ 拠点の立地と景観

次に立地である。鳥海柵跡、大鳥井山遺跡とも、大河川支流の中小河川に臨んでいて、大河川に直接臨む平泉とは異なった立地である。この点、沼柵擬定地は雄物川に直接臨んでいて、諸施設が広い平坦面に形成された可能性を持つ地形的特徴を含めて、拠点の性格を検討する必要がある。沼柵擬定地からは、大鳥井山遺跡や金沢柵擬定地を経ることなく、雄物川をそのまま北流して秋田城に至ることが可能であった。これら二つの拠点から、なかば独立的であったと考えることも可能である。

地形と周辺景観について言えば、鳥海柵跡が広い平坦面を利用しているのに対し、平泉は、開析が進んだ古丘陵の先端に居館が形成され、低い丘陵及び小規模な扇状地形に寺院などの宗教施設及び都市的空間が形成される。両者の景観は大きく異なるものであったと考えてよい。

大鳥井山遺跡は、台処館跡を含め二つの独立した丘陵を包含した場合においても、全体規模が小さく、また、仏堂が所在するとされる大鳥井山丘陵も低平で、平泉における関山丘陵や金鶏山、塔山を含めた起伏に富んだ地形とは大きく異なった景観を形成していただろう。

拠点の立地は、周辺景観よりも機能的・戦略的、さらには宗教的要素が重視されることが考えられることから、その立地景観が類似しているか否かという観点は、土地選択の二次的な要因であっただろう。むしろ注意すべきは、政治拠点平泉が、安倍氏の13拠点と同様に、北上川右岸に位置していることである。

(4) 政治拠点としての安倍氏・清原氏拠点（表1）

上記の安倍氏・清原氏の拠点を、政治拠点としての特徴（佐藤2023）に照らした場合、どのように把握できるであろうか。

表1 平泉と安倍氏・清原氏の拠点の比較

	期間 (年)	支配領域	政治・行政拠点 領域の形成	為政者と行政 実務者の集住	政治拠点を荘厳 する構造物等	支配の正当性を 示す象徴物	備考
平泉	100	奥六郡 +陸奥 +出羽	◎ 奥六郡域から 段階的に拡大？	◎ 奥州藤原氏 (吾妻鏡) (墨書木製品)	◎ 中尊寺、毛越寺 等の寺院 東西大路	◎ 金色堂 一基塔、経蔵	(陸奥出羽) 押領使？ 鎮守府将軍 陸奥守
鳥海柵	50	奥六郡内？	鎮守府将軍の任 を代行？	安倍頼時、宗任	四面庇付建物 寺院？		陸奥国府又は鎮 守府の在庁官人 から？ 六箇郡司？
厨川柵	50			安倍貞任 安倍氏関連子女			
衣川流域	50			安倍一族集住	○ 長者ヶ原廃寺		
大鳥井山 遺跡	100+	山北三郡 内？		清原光頼、頼遠	四面庇付建物 寺院？		秋田城又は弘田 柵の在庁官人か ら？
沼柵	？			清原家衡			
陣館・金沢柵	？			清原武衡	寺院？		

ア 為政者及び行政機構の集中

まず、安倍氏及び清原氏を「為政者」とみなせるか否かを検討する。

安倍氏については「話記」冒頭の「不輸賦貢、無勤徭役」から、おそらく陸奥国府在庁官人として「賦貢」「徭役」を任務としていたと考えられ、行政的職権として少なくとも徴税と徭役調整を担っていたと考えられる。一方で、安倍氏側の意思である「不輸」「無勤」による収益によって、その支配領域と考えられる奥六郡域において、どのような事業が安倍氏により行われたか、また、行われなかったかについての手掛かりはない。また、「話記」に繰り返される「白符」は、安倍氏の行政職を形成したと考えられる藤原経清によって発行され、徴税等の事務にあてられていたと考えてよいだろう。ただし、経清が安倍氏の行政実務を担っていたのは天喜4年(1056)以降の数年間と見られるため、「威権甚、使村落皆服」の数十年にわたり、「白符」が発行されていたかは確定できない。

また、鳥海柵、厨川柵、衣川流域のいずれも、家臣団集住をはじめとする行政機構については不明であり、少量の土器は出土するものの、考古学的遺物によっても説明困難である。唯一鳥海柵では基石状の土製品が出土し、複数の官人層が駐留した可能性を示唆している。

一方、清原氏については、出羽国内においての行政実務は、記録資料からは全く明らかではない。考古学的には、大鳥井山遺跡から硯が出土するなど、行政実務が推測される資料が出土している。鎮守府将軍としての清原氏はのちに検討する。

イ 権力と財力を荘厳する装置

安倍氏、清原氏の拠点では、平泉のような荘厳な宗教施設は確認されておらず、政治・行政の場と

しての「柵」が最大の荘厳装置であった可能性がある。鳥海柵跡及び大鳥井山遺跡で仏堂跡も報告されているが、政務関連の建物跡など、「柵」内の他の施設に比して傑出した規模ではなく、また、出土遺物もほぼ無いことから、装飾も簡素であったと推定される。「柵」内及びその周辺において、平泉で確認されるような大路も確認されていない。唯一、衣川流域には長者ヶ原廃寺跡が所在し、他に比して荘厳性を示している。約100m四方の築地又は土塁によって囲まれ、南北に門を持ち、本堂基壇が川原石で装飾された礎石建の建物であったことから、仮に衣川流域が安倍氏の政治拠点を構成していたとすれば、権力と財力を誇示するには十分であったかもしれない。

ウ 支配の正当性を象徴する事物

平泉においては関山山頂の一基塔や金色堂が支配の正当性を可視的に表象していると考えられるが、それに対応する事物を安倍氏拠点及び清原氏拠点で見出すことは困難である。例えば、仏堂が遠方から可視できたとしても、それ自体が直ちに領域支配の正当性を根拠づけるものとはならない。仏教に基づく領域支配を背景とすることにより、初めて仏堂が支配の表象物として認識されるであろう。

また、大鳥井山遺跡では、拠点内に火葬墓が所在する。しかし、これもまた同様に、被葬者が為政者であった場合においても、廟又は祠堂として崇拝対象としての性格を有しなければ、単なる「厚葬墓」としての域を出ないであろう。大鳥井山遺跡の火葬墓は、被葬者が伝えられることがなく、領域支配を正当化することと結びつけて解釈することは困難であろう。

以上、安倍氏・清原氏の拠点に関しては、先に政治拠点の特徴として設定した3項目のうち、「為政者」はともかく、その他については現時点で不確定といわざるを得ない。

3 前九年・後三年合戦における陸奥国府と鎮守府将軍

(1) 前九年合戦の要因推定

次に、前九年合戦の要因を推定する。前後12年に及ぶ戦乱であることから、要因とすべきことも複数あり、また複合的であることも予想されるが、資料に制約が多く、深い議論ができない状態が続いている。

合戦の要因に荘園に関わる土地問題が関与しているのではないかと推測したのが、板橋源（1961）や大石直正（2001）である。

「話記」によれば、合戦が「阿久利河辺」で起こり、「金為行之河崎柵」、「黄海」が前半の主戦場となり、さらに「栗原郡営岡」、「松山道」、「磐井郡中山大風沢」、「萩馬場」、「小松柵」、「栗原郡、又磐井郡中村地」、「高梨宿并石坂柵」などが合戦後半の主戦場となるなど、後年摂関家領となる栗原荘や高倉荘内もしくは周辺、及び一部が保として管理されることになる磐井郡域が重要な舞台となっていることから、この地域の土地に関する何らかの紛争が発端となったことは、想像に難くない。

土地問題を考えるうえで、天喜3年（1055）3月の荘園整理令に注目する必要がある。この格は、寛徳2年（1045）以後の新立荘園を停止するという内容で、「対捍のものの交名を注進せしめるといふ点は旧令にみえない」（阿部1964）とされている。「阿久利河辺」の一件が起こり、源頼義が陸奥守に再任されるのが翌天喜4年（1056）であることを考え合わせると、この時点では明確な立荘には至っていなかったかもしれないが、栗原荘域及び高倉荘域における「対捍のものの交名」が合戦を加速させたことを推測できるのではないだろうか。

さらに、小川（2010）による「栗原荘の成立が、このような紛争の調停の帰結として頼義が主導した、前九年合戦の戦後処理の一環」とする見解や、滑川（2017）が指摘する小一条院の薨去（1051）後に、陸奥出羽の荘園管理と人事権が、小一条院の関係者から摂関家に移るとする点などからも、

「衣川外」における土地問題と前九年合戦を関連づけることができるのかもしれない。

関連して、「話記」冒頭で「漸出衣川外。不輸賦貢、無勤徭役。代々恣己雖蔑、上不能制之。」として記し安倍氏の対捍を伝えるが、注意すべきは、記載順からこの対捍が「衣川外」の事象であることが強く推定されることである。衣川内、すなわち奥六郡内では「而自称酋長。威權甚、使村落皆服。横行六郡、囚俘于庶士、驕暴滋蔓」であり、「漸出衣川外」以前の「父祖俱果敢」を承けた過去から継続する状態を描写した内容と見られ、同じく「不輸賦貢、無勤徭役」ではあったとしても、衣川の内と外を区別した説明として見るべきであろう。

(2) 後三年合戦と陸奥国府

ア 清原真衡と陸奥国府

後三年合戦前後の拠点について、鎮守府将軍を媒介として検討する。

前九年合戦後、清原武則が鎮守府将軍に補任される。この人事は、前九年合戦の論功行賞であるといわれるが、加えて、「不輸賦貢、無勤徭役」の状態にあった奥六郡域の行政を確実に遂行するためのものであったと考えてよいだろう。将軍の欠官が安倍氏の専横につながったと見られていたと考えられる。この段階で、鎮守府が従前どおり胆沢城に置かれていたかは明らかでないが、職務遂行のため、清原氏が陸奥側に拠点を移したことは疑いない。清原氏は武則以後、貞（真）衡も鎮守府将軍に補任されたことが確実で、少なくとも2代以上、鎮守府将軍を務めたことになる。「後三年記」には「真衡…ひがごとををこなはず、…国宣を重くし、朝威をかたじけなくす、これによりて堺のうちおだやかにして…」と記述され、いつごろまで鎮守府将軍としての職にあったかは判然としないものの、清原真衡が国家側の立場にあったことを伝えている。

また、「後三年記」は、藤原清衡と清原家衡が、陸奥白鳥村周辺にあったと推測される真衡の館を攻撃した際に、陸奥国司の郎等が真衡館の所在する郡の検問をしていたこと、また、紛争の状況を国司に報告する立場にあったこと、さらに、真衡方に加勢したことを伝えている。

きよひら家ひら…真ひらが館をせむ、其時国司の郎等に三河国の住人兵藤正経…助兼…あひぐしてこの郡の検問をして、さねひらがたちちかくありける…たたかひのありさまを国司に申さるべき…

これらから、「後三年記」は明らかに「真衡＝国府側」vs「清衡・家衡＝反国府側」として描いている。陸奥守源義家は、「国司…国の政事をとどめてひとへにつはものをととのふ」状態に置かれていた。

イ 藤原清衡の奥六郡支配

真衡死後、清衡と家衡は一時的に陸奥守義家に従うこととなり、その際、真衡が管轄していたとみられる奥六郡の分割をめぐって、家衡が義家に不服を申し立てる（「後三年記」）。

真衡…侵病頓死…清衡家衡…請降…太守免許之…六郡割分各三郡…家衡雖讒申兄清衡、太守不許也

これにより、後三年合戦の後半が開始されることとなる。しかし、なぜ家衡が不服だったかについては、家衡が奥六郡の北部三郡（岩手、志波、稗貫）を、清衡が南部三郡（和賀、江刺、胆沢）を管轄したのではないか、家衡に与えられた三郡は生産性が低かったのではないか、などと想像されているものの、具体的ではない。

清衡が江刺郡に「豊田館」を構えたとされていることから（移江刺郡豊田館於岩井郡平泉（「吾妻鏡」））、江刺郡が清衡に与えられたことは確実である。このことに加えて、以後、「清衡＝国府側（義家）」vs「家衡（・武衡）＝反国府側」の図式が定着したと見られるため、あくまで仮説の一つに過ぎ

ないが、分割された三郡のうち、鎮守府が含まれる郡（胆沢郡か）が、鎮守府將軍の職権に相当する内容を含めて清衡に与えられたことが、紛争を起こすほどの不満を家衡にもたらしたと考えておきたい。

ウ 鎮守府將軍と奥州藤原氏

後三年合戦後、清衡が清原氏に次いで鎮守府將軍に補任される条件は満たしていたと思われるが、鎮守府將軍に着任した形跡はない。一方で「奥六郡主」と呼ばれるなど、実質的に六郡内を支配領域としたとみられる。

清衡継父武貞卒去後。伝領奥六郡（「吾妻鏡」文治5年9月23日）

また、以下のように、後日談として、清衡が「鎮守府將軍」と見なされることがあった。

故御館者。為秀郷將軍嫡流之正統。已上三代。汲鎮守府將軍之号（「吾妻鏡」文治5年9月7日）

鎮守府將軍清衡施砂金千兩於寺僧千人。其時三綱某乞集五十人之分、以五十兩金給広江寺法師（「古事談」第五）

後三年合戦以降、嘉応二年（1170）に秀衡が鎮守府將軍に単独補任されるまで、鎮守府將軍は陸奥守の「宛て職」とでもいふべきものとなっていた。国家は、形式的には陸奥北半の安定化を継続しようと試みたものとみられる。清衡が奥六郡域の支配を行うにあたり、陸奥国府支配下の鎮守府將軍職を忌避したのは、律令の官職にとられない独自の領域支配を進めたかったため、とみるのは、想像が過ぎるだろうか。仮に鎮守府が存置されていたとすれば、少なくとも、豊田館や平泉以外の場所であったことは確実であろう。

4 課題解決へのみとおし

以上で記したように、平泉に先行する11世紀代の陸奥・出羽の政治拠点を論じることには限界がある。また、それらと平泉との関係性についても、十分な論拠を提示できない場合が多い。おそらく、今後考古学的な調査が進展したとしても、文献史料が限られた中での議論は、あまり生産的なものにならないだろう。

しかし、安倍氏・清原氏の拠点とされる遺跡の立地の意味や、後三年合戦時における鎮守府將軍と陸奥国府との関係など、従来あまり検討されてこなかった課題に着目することにより、わずかながらでも、平泉以前の拠点の性格に近づくことができたのではないかと思う。

さらに、深い考察のないまま何となく自明とされてきたように思われる次の3点についても、今後のさらなる検討により、何らかの成果が期待されるのではないか。

- (1) 前九年合戦後、清衡が処刑されることなく清原氏に迎えられた理由
- (2) 後三年合戦後、清衡が清原姓ではなく藤原姓を用いた理由
- (3) 後三年合戦後、源義家が罷免された理由

論証は困難であるが、例えば、鎮守府將軍をキーワードとした場合、上記の3点について以下のような論理で説明できるかもしれない。

国家又は権門勢家は、馬、金などを安定的に確保するため、奥六郡域を陸奥国府の支配下におさめる必要があった。金についての史料は乏しいが、鎮守府將軍が補任されていた11世紀前半については、「陸奥交易馬」とされるものとともに、陸奥守や鎮守府將軍から摂関家などへの私的な貢馬が頻繁であった。その後は一時的に私的貢馬が影を潜め、「交易馬」が京都への納馬の主体を占めるよう

表2 陸奥・出羽から京都へ納められた馬関係記事数

「青森県史」デジタルアーカイブスから集計

	陸奥交易馬	貢馬			陸奥・出羽 荘園から	奥州藤原氏 貢馬
		陸奥守ほか	出羽守ほか	鎮守府将軍		
961～980	3					
981～1000	4	1	2			
1001～1020	7	9	4	7		
1021～1040	6	2	1			
1041～1060	2					
1061～1080	6	1				
1081～1100	4	2				1
1101～1120	7	6			6	7
1121～1140		2				
1141～1160						2
1161～1180						1
1180～						6

になる。清衡による私的貢馬が頻繁になるのは11世紀末以降であり、逆に、それ以降「交易馬」の頻度が少なくなっていく（表2）。

すなわち、「国土貢としての交易馬」（大石前掲）は、鎮守府将軍の任務として奥六郡から発したと考えられるが、鎮守府将軍欠官ののち、安倍氏によってその任が引き継がれたとみられる。「不輸賦貢」でありながら「交易馬」が納められたことは奇異にも思うが、陸奥国府を介した貢馬の事実こそが、安倍氏が権門との結びつきを強める媒介であった可能性を考えてみたい。安倍氏は、確実に鎮守府将軍の「任務」を代替していたのであろう。いずれにしても、奥六郡域及び「鎮守府将軍」が、国家と権門にとって不可欠な存在と映ったと考えられる。

しかし、「漸出衣川南」の段階に至った安倍氏は、追討の対象となった。これを教訓として、奥六郡域の安定した経営を持続させるためには、陸奥国府の支配下に鎮守府将軍職が必要と認識された。清原氏がそれに充てられることとなるが、鎮守府将軍職は、代々、秀郷流藤原氏又は貞盛流平氏の家職ともいべきものであった。清原氏による鎮守府将軍は「中継ぎ」であり、いずれは藤原氏が担うべきもの、とする認識が持たれていた可能性があるのではないだろうか。そのことが、清衡が処刑されずに鎮守府将軍清原武則のもとで生かされ続け、さらには兄弟間で後継争いをするまでに勢力を伸ばしたことにつながるように思われる。

後三年合戦の端緒は、真衡が平成衡を養子に迎えたことである。それは、鎮守府将軍の後継候補者であった清衡と家衡にとって、度し難いことであったと考えられる。特に秀郷流を自認していた可能性がある清衡にとっては、奥六郡域の支配権に関わる重大事であったのかもしれない。

加えて、後三年合戦の最終勝利者としての清衡は、清原姓／藤原姓のいずれを用いることも可能であったと思われるが、後者を採用した。このことについて、父経清の姓を用いることに、どれほどの優位性があるのかの検討はほとんどなされていない。この点においても、清衡が奥六郡支配の正当性を「鎮守府将軍」の系譜によって示そうと考えたとすれば、藤原姓を用いたことについても説明できるのではないだろうか。

義家は、清衡を鎮守府将軍に充てることがかなわず、したがって、陸奥国府から国家に金を納入することができなかった。鎮守府将軍職を受諾しなかった清衡は、陸奥国府の支配に組み込まれなかったと考えてよいだろう。結果的に、義家は、陸奥守としての任を十分に果たさなかったとみなされた。

十五日、…而近日金不候云々。如何。仰云、前陸奥守義家朝臣砂金有未進云々。早相尋可申者。
(「中右記」嘉保3年12月15日)

陸奥国府は、奥六郡を支配下に置くことができなかった。清衡は、後三年合戦後も豊田館に居住し続け、まず奥六郡域を支配し、関白藤原師実私的に馬2頭を寄進し、11世紀末には陸奥国の地理的中心である平泉に居館を移して、かつての安倍氏と同様に衣川の南に進出する。そこで、荘園の現地管理を通じて摂関家との結びつきを強めながら、仏教を基調とする独自の政治拠点を築いていくことになる。

本論は、令和6年度における岩手大学と岩手県との共同研究「東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究」(分担者: 廣瀬薫雄、劉海宇(以上、岩手大学)、櫻井友梓、西澤正晴(以上、岩手県))の成果の一部である。令和6年7月6日(土)に開催した国際シンポジウム「平泉と東アジアの政治拠点」(記録集印刷中)の成果に基づきつつも、平泉以前の陸奥・出羽の拠点について新たな観点を加えながら再考察した。あわせて、令和6年11月23日(土)に、東北地方の古代・中世史及び考古学の専門家9名で開催したミニワークショップ「安倍氏・清原氏の拠点と平泉」(於: 岩手大学平泉文化研究センター、岩手大学平泉文化研究センター年報第13集参照)において議論した内容の一部を反映させている。

(注)

- (1) 「政治的拠点」を十分に定義しないまま、「政治拠点」としての特徴を一部欠落している拠点、の意味で用いている。その経緯については、国際シンポジウム「平泉と東アジアの政治拠点」記録集を参照されたい。
- (2) 史料は、「吾妻鏡」については国史大系本を、そのほかは「奥州藤原史料」を用いているが、「青森県史」デジタルアーカイブスにより、事項数を集計している。

【引用・参考文献】

- 青森県 2001 『青森県史 資料編 古代1』 青森県 (デジタルアーカイブスを引用)
- 浅利英克・島田祐悦 2022 『安倍・清原氏の巨大城柵』 吉川弘文館
- 阿部 猛 1964 「平安時代荘園整理令の基礎的研究」『北海道学芸大学紀要(第1部)』15-1 pp.10-23
- 板橋源ほか 1961 『岩手県史 第1巻 上代篇・上古篇』 岩手県
- 岩手県教育委員会ほか 2017 『奥州藤原氏が構想した理想世界 資料集』 岩手県教育委員会ほか
- 岩手大学平泉文化研究センターほか 2024 『国際シンポジウム 平泉と東アジアの政治拠点 予稿集』 岩手大学ほか
- 大石直正 2001 『奥州藤原氏の時代』 吉川弘文館
- 小川弘和 2010 「西の境界からみた奥羽と平泉政権」『兵たちの登場』 高志書院 pp.66-89
- 金ヶ崎町中央生涯教育センター 2014 『国指定史跡 鳥海柵跡シンポジウム』 金ヶ崎町中央生涯教育センター
- 菅野文夫 1995 「気仙郡金氏小論」『岩手大学教育学部研究年報』54-3 pp.1-12
- 佐藤嘉広 2023 「日本の政治拠点と平泉(中間報告)」『平泉文化研究年報』23 岩手県ほか pp.6-25
- 佐藤嘉広 2024 「政治拠点としての平泉 ―金色堂をめぐるひとつの理解―」『平泉文化研究年報』24 岩手県ほか pp.8-23
- 高橋 崇 1991 『蝦夷の末裔』 中公新書
- 東北大学東北文化研究会編 1959 『奥州藤原史料』 吉川弘文館
- 滑川敦子 2017 「前九年合戦前後の陸奥と京都」『平泉文化研究年報』17 岩手県教育委員会 pp.29-36
- 瀧原智幸 2013 『平安期東北支配の研究』 塙書房
- 盛岡市遺跡の学び館 2012 『検証! 厨川柵』 盛岡市遺跡の学び館
- 横手市教育委員会 2020 『横手市歴史的風致と後三年合戦』 横手市教育委員会

デジタル教材（Web コンテンツ・「平泉学習モデル」）づくりへの取り組み

長谷川伸大・宮崎嵩啓

1 はじめに

本報告は、岩手大学と岩手県の共同研究「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」（2020～2024年度）に関して、5年間の実践とその成果、および課題を報告するものである。

以下、今年度の研究体制について触れ（2）、岩手大学と岩手県の共同研究の歩みとその成果物であるデジタル教材、およびこれを用いた授業実践について報告し（3・4）、最後にこの研究の総括と残された課題について述べたい（5）。

2. 2024（令和6）年度の研究体制

当共同研究の本年度における担当者及び協力委員は次のとおりである（以下、部会と記す）。

- ・協力委員 千葉 憲一 岩手県立生涯学習推進センター所長
松田 薫 花巻市立南城小学校副校長
及川 仁 紫波町立紫波第一中学校校長
上田 淳悟 盛岡教育事務所教務課主任指導主事
作山 達彦 岩手県立岩谷堂高等学校教諭
- ・岩手大学 平原 英俊 岩手大学理工学部教授 平泉文化研究センター長
船越 亮佑 岩手大学教育学部准教授（国語科教育）
宮崎 嵩啓 岩手大学教育学部講師（社会科教育）
田中 成行 岩手大学教育学部客員准教授（国語科教育）
- ・岩手県 半澤 武彦 文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当課長
久保 賢治 文化スポーツ部文化振興課主査
長谷川伸大 県教育委員会事務局生涯学習文化財課社会教育主事補（柳之御所担当）

3. デジタル教材の制作

岩手県では「平泉文化研究機関整備推進事業」に取り組んでおり、2000～2009（平成12～21）年度に第1期研究計画、2010～2019（平成22～令和元）年度に第2期研究計画と継続的に研究成果を蓄積してきた。本共同研究はこれに続く2020～2024（令和2～6）年度の第3期研究計画の中に位置付けられ、岩手県は「『平泉』の世界遺産拡張登録を見据えた5カ年の研究」として設定している⁽¹⁾。

この共同研究については、岩手大学と岩手県は、平泉に関する総合的研究を共同で推進する協定を結んでおり、このうちのテーマ2が「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」であった。

テーマ2の研究目的は、以下の3点を掲げている。

- ①世界遺産教育の具体的な実践事例の収集
 - ②世界遺産「平泉」におけるよりよい世界遺産教育のあり方の検討と成果の実現
 - ③世界遺産の保存管理に係る理解の深化と保存管理を担う若い世代の人材育成
- 次に5年間の共同研究の経緯をたどりたい。

(1) <2020（令和2）年度（1年目）>

- ・岩手県内の公立小中学校および県立高等学校を対象に、デジタル教育に関するアンケートを実施し、教育現場の声を収集した。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、県内の生徒であっても、学校行事等で平泉に実際に赴くことが困難な状況が発生していたことを念頭に、平泉の文化遺産に関するデジタル教材を開発し、これを活用した授業を構築することを本事業の課題と設定した。

(2) <2021（令和3）年度（2年目）>

- ・前年度のアンケート結果を踏まえ、『ときめき 平泉の文化遺産』⁽²⁾（以下、『ときめき』と略記）をテキストに使い、実物教材として出土遺物のかわらけを用意しつつ、柳之御所遺跡および平泉世界遺産ガイダンスセンターと教室を中継する「平泉授業」を実施した。平泉の世界遺産教育の方向性を模索した。
- ・「平泉授業」の実践（所属等は授業当時）
 - ①岩手県立平舘高等学校第2学年「世界遺産授業」（授業者：副校長 熊谷道仁）
 - ②盛岡市立上田中学校第1学年「身近な地域の歴史」（授業者：主幹教諭 上田淳悟）

(3) <2022（令和4）年度（3年目）>

- ・「平泉授業」の実践
 - ③雫石町立七ツ森小学校第6学年「修学旅行の事前学習」（授業者：教諭 青野大祐）
- ・デジタル教材の一つとして、平泉学習のためのアニメーション（パイロット版）を試作し、デジタル教材開発の可能性と課題について協議検討した。
- ・校種、教科、授業者によって、平泉を扱う際のねらいは異なってくる。すべてに対応するデジタル教材を作成するのは困難ではあるが、授業者が必要に応じ、選択することが可能になるようなコンテンツを目指す、という方向性が確認された。
- ・オンライン授業や実物教材は、専門性も高く、興味も喚起するが、教育現場での準備等の負担はかなり大きい。アニメーションは、児童生徒の興味を引くという点では一定の効果が期待されるが、授業者が進度や生徒の実態にあわせたり、複数教科で活用したりなどのニーズを満たすには、あまりに限定的となる。さらには、当該アニメーションの歴史的事実等の描写について、再検討が必要な箇所がいくつかあることが指摘された。
- ・一方で、『ときめき』のデジタル化を進め、活用することで理解を深めさせたい、とした。

(4) <2023（令和5）年度（4年目）>

- ・共同研究の成果物として、デジタル教材『探究・平泉の文化遺産』（以下、『探究』と略記）を制作した。
- ・『探究』は前掲『ときめき』改訂版を底本とした（『ときめき』のデジタル化）。授業で活用しやすいよう、内容を奥州藤原氏の歴史的部分を中心にし、また、平泉見学の事前・事後学習や国語科にも対応できるよう、柳之御所遺跡、平泉にかかわる文学についても盛り込んだ。なお、このような内容にすることができたのは、部会メンバーの人的資源が活かされたがためという側面もある。
- ・児童生徒の探究学習の入口として機能し、社会科や総合的な学習（探究）の時間における「調べ学習」のような学習活動に堪えうる教材として、本文を読んで詳しく知りたい箇所をクリックすると

外部サイトに接続したり、より詳しい解説および参考文献を確認したりすることができるようにした⁽³⁾。アクセスする外部サイトは、公式ホームページなど「一次情報」の情報ソースに限定した。解説は、歴史学、考古学、教育学の専門家からの意見を取り入れ、最新の知見を提供している。デジタル教材であることを活かし、継続的に更新して提供することも可能である。また、「調べ学習」を円滑に進められるよう、目次の項目から該当本文へのジャンプ機能、ページ内の語句検索機能をつけた。

- ・底本とした『ときめき』から移すにあたり、テーマ2の部会のメンバーで検討を重ね、年表と人物関係図を作成しなおした。年表は、教育現場からの声を取り入れ、平泉の歴史の脇に日本全体の歴史（中学校教科書掲載レベル）を添えたことにより、授業の中で取り扱いやすいものになっている。人物関係図では、一族の女性を表す「女」という表記を、「～氏の女性」「娘」に改めるなど児童生徒にわかりやすい表記に変更した。



岩手大学・岩手県『探究・平泉の文化遺産』のトップページ

(5) <2024（令和6）年度（5年目）>

- ・デジタル教材『探究』に対応した「授業案」と「ワークシート」を作成し、これを用いた研究授業を県内の小中学校2校で実践した（次章にて詳述）。
- ・デジタル教材および授業案、ワークシートの総体を「平泉学習モデル」⁽⁴⁾として、岩手大学平泉文化研究センターホームページにて公開した。
- ・デジタル教材の授業案、ワークシートは誰でも閲覧とダウンロードが可能である。授業案は総合的な学習（探究）の時間や社会科、国語科など幅広く対応できるよう、5案掲載している⁽⁵⁾。

指導案1 平泉は都からはるかに離れていながらなぜ栄えたのか

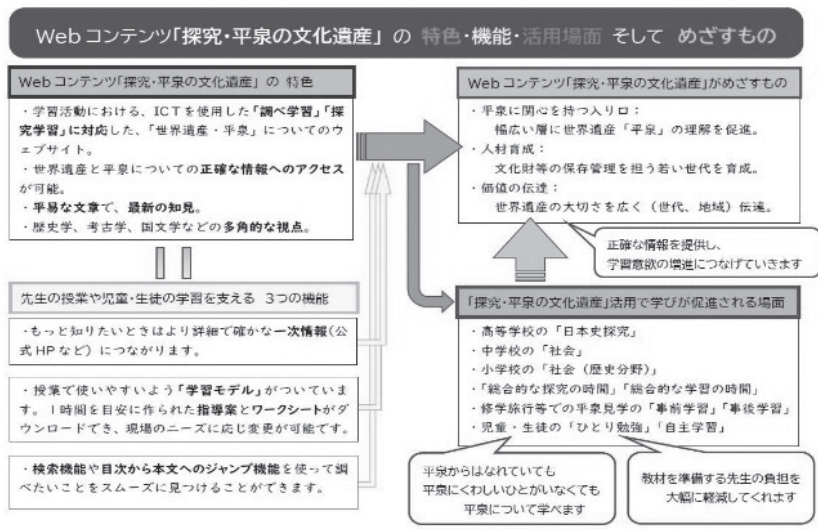
指導案2 「世界遺産としての平泉」について知ろう

指導案3 奥州藤原氏の歴史を知ろう

指導案4 柳之御所遺跡について調べてみよう

指導案5 芭蕉が詠んだ「兵どもの夢」とはどんなものだったか

これら指導案にはそれぞれ発問例が盛り込まれており、またそれら指導案に対応するワークシートとその解答例を用意した。それらはExcel、Wordの形式でダウンロードできるため、授業者が授業対象の実態に応じてアレンジして使用することが可能になっている。



デジタル教材の制作イメージ（概念図）



左：指導案（Excel 形式）と右：ワークシート解答例（Word 形式）の例

4. デジタル教材を用いた授業実践

(1) 一関市立猿沢小学校

開発したデジタル教材を用いて、2024年度は2校で実際に授業を開講した。最初の実践は2024年7月3日、一関市立猿沢小学校の6年1組で、「総合的な学習の時間」として1コマ展開した（授業者：教諭 青山武、児童：8名）。同校では9月に平泉の現地学習を予定しており、その事前学習として本時は位置づけた。なお、この時点では社会科の歴史分野は履修前であった。

授業者の青山は冒頭、世界遺産を「人類のたからもの」と定義し、それが身近にも存在することを児童とともに確認した。その上で「平泉の国宝や文化遺産にはどのようなものがあるか」と問う。そしてデジタル教材を活用して、平泉の「歴史的経緯」「特徴」「価値」について調べ、考えたことを発表するという展開であった。

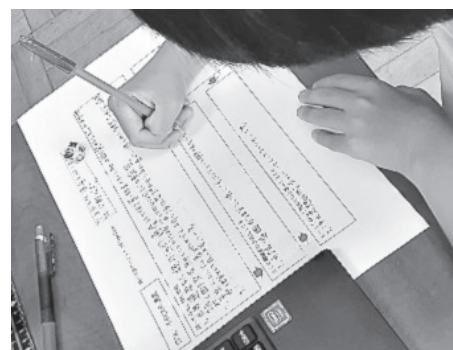
授業後に児童に5段階評価でアンケートを実施したところ、デジタル教材で「調べてみたいと興味がひかれたか」「知りたい情報を集められたか」については8名全員が最高位の「できた」と回答した。一方で「調べたことを自分でまとめて発表できたか」との質問では、「できた」と回答した児童

は1名のみであった。

授業者青山はこのデジタル教材の使用感について、「コンテンツとして充実していて、使いやすく工夫されている。調べる内容を特化させることも、汎用化させることもできる。授業の後でも児童たちはデジタル教材をあちこちといじっていて、実際に平泉に行ってみたい気持ちが高まったようだ」と述べている。

また、この研究会にて出た意見として、「自由に広がっていく調べ学習は理想ではあるが、最低限の知識やアウトラインを押さえてワークシートに落とし込んでいく作業的な、収束していく形式の方が教員の立場としては授業を進めやすい」との指摘があった。

デジタル教材そのものについては一定の評価を得たものの、実際に45分ないし50分の限られた授業時間内で教材として活用してもらうためには、開発側のさらなる工夫が必要であることが明らかになった。



猿沢小学校での授業の様子

(2) 岩手県立一関第一高等学校附属中学校

2件目の実践は2024年8月28日、一関一高附属中の3年2組で、社会科（歴史的分野）の授業として2時間構成で取り組んだ（授業者：教諭 佐々木俊樹、生徒：36名）⁽⁶⁾。

佐々木は山川出版社の『中学歴史 日本と世界』「第3章 中世の日本 1節 中世社会の成立 地域からのアプローチ③ 平泉」を教材とし、平泉を「地方が独自の歴史展開をみせていた」事例として提示した。授業は「都からはるか北方に離れていながら、この地がなぜ栄えたのか」との問いに、生徒がデジタル教材から検討し、仮説を立ててそれを報告するというものだった。当該時間でテーマ設定と調べ学習、次回にポスター作成と発表、という2コマで構成されていた。

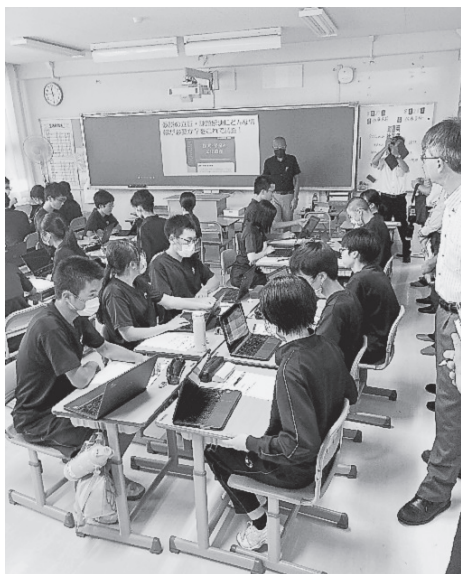
授業者佐々木は、「新しいデジタル教材というものが、生徒の知識欲への刺激になっているようで、とても主体的に取り組んでいる。調べ学習に重きを置いた時間であったが、情報源が安心できるものなので授業で活用しやすい」と述べている。実際、生徒はデジタル教材とだけ向き合っていたわけではなく、生徒同士での情報共有や意見交換が頻繁に行われていた。

また、仮説を立ててそれに基づいて調べ学習を進めるというのは、難易度の高い作業を課したようにも思えたが、それについても佐々木は「仮説を立てて取り組む、というのが理想だが、仮説を立てるのを優先せず、しっかり調べてから立ち戻って仮説を立てるに至るという方法もある」と別のアプローチの仕方も生徒に示していた。しっかり調べることも、立ち戻って仮説を立てることも、いずれもスムーズに行い得ることが、デジタル教材によってなら可能だということがわかった。

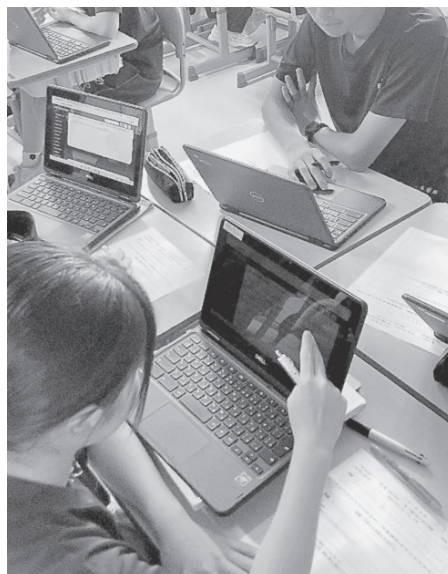
先の小学校での実践とはうって変わって、調べ学習の自由度やグループ学習への対応を開発側に迫ってくる事例であった。

なお、この授業での「平泉はなぜ栄えたのか」という問いに対して生徒が提出した仮説および報告内容について、歴史教育のみならず世界遺産教育について、それらの核心を衝くようなものがみられたが、その紹介や考察は別稿にて行いたい⁽⁷⁾。

猿沢小学校同様に、一関一高附属中でも授業後に生徒へアンケートを実施したところ、「地理的観



一関一高附属中学校での授業の様子



点が足りない」と自由記述欄に回答した生徒が1名いた。後日の確認で、この生徒は北上川の舟運とそこにつながる貿易について意識して回答していたことがわかった。実際、デジタル教材中には、当該期の流通や交易について略述した一文はあるものの、北上川舟運との関連については掲載できていない。そもそも、底本『ときめき』にある「アジアのなかの平

泉」の項はデジタル教材に移植できていない部分であった。平泉の歴史的重要性を考える上でも外せない観点でもあるため、今後の課題として重く受け止めたい。

5. 総括と課題

本報告で述べてきたことをまとめ、また今後の研究課題を挙げておきたい。

岩手大学と岩手県は、2020～2024年度の5か年計画で平泉に関する共同研究のテーマ2：「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」として、アンケートの実施やその分析、オンライン授業の実施、アニメーション教材の試作やその検討を経て、デジタル教材『探究・平泉の文化遺産』を制作し、それに対応する指導案・ワークシートを盛り込み、「平泉学習モデル」を提示できた。

このデジタル教材を以て、教育現場での教材の準備や情報源の精選等の負担を軽減しつつ、平泉から離れている場所でも、また平泉について専門的に学んでいる教員でなくとも、平泉についての調べ学習授業を円滑で確かなものにファシリテートすることが可能になるとと思われる。

総括としては上のように言うことができるが、一方で課題も山積している。大きく3つに分けて、挙げておきたい。

1つめは、活用事例の少なさが課題として挙げられる。実際にデジタル教材として活用した事例として、「小学校で平泉見学の事前学習」、「中学校の社会科（歴史分野）でグループ学習」の2例のみである。例えば、この教材が「総合的な学習（探究）の時間」で活用されたならば、高校の「日本史探究」で活用されたならば、県外の児童生徒が修学旅行等で訪れる際に「事前・事後の学習」で活用されたならば、児童生徒の「ひとり勉強・自主学習」に継続的・一時的に活用されたならば、または、平泉町の小中学校で取り組んでいる「平泉学」⁽⁸⁾の中で使用されたならば、と、積んでおきたい事例は多い。積んだ事例のフィードバックによって、指導案やワークシートの内容やバリエーションが豊かになろうことは言うまでもない。そしてそのような事例を積むためには、学習指導要領に基づく教育課程の中で「平泉」や「世界遺産」について学ぶ機会を大きくは設けられない中、どのようにして教育現場にそれらを扱いやすい形で提供するか、という課題と向き合わねばならない。

2つめに、デジタル教材『探究』の内容の検討や追加も課題である。当教材は「世界遺産・平泉」

の教材であるにも関わらず、例えば、世界遺産という仕組みについて学びたいとき、または、平泉が世界遺産として認められるために辿った経緯を学びたいとき、あるいは、世界遺産・平泉がどのように保存・研究されてきたかを学びたいとき⁽⁹⁾、この『探究』は十分には答えてはくれない。一関一高附属中学校での授業実践にて生徒から指摘のあった、地理的観点の不足も然りである。北上川舟運や、国内他地域、北方、宋との交易について、文献的にも考古学的にも、明らかになっているところまでを整理し、底本『ときめき』で掲載されていた路線に則って『探究』に盛り込むべきである。以上の教材としての力不足は、ひとえに底本『ときめき』を完全に移植しきっていないというところによるものである⁽¹⁰⁾。ただし、だからと言って『ときめき』を機械的に移植し、この『探究』を単に縦長に伸ばしていても、閲覧や俯瞰に不便するだけであろう。構成上非常に悩ましいところである。

3つめは、共同研究が当初掲げた目的の③「世界遺産の保存管理に係る理解の深化と保存管理を担う若い世代の人材育成」については、これまでの研究では深められていない、という点である。世界遺産の趣旨が貴重な文化遺産や自然遺産の「保存」にあったことを想起すれば、世界遺産教育ではこれに資する人材育成をどのように図るのか考えなくてはならない。デジタル教材『探究』は、教材としては、小中学生の強い興味関心を引き付けたとはいえ、高校生が進路を考える際にこの教材が一助となったり、文化遺産の保存管理に携わる仕事を望む者に資する視点を与えたりし得るかといえ、そこまでは読み取れないとしか言わざるを得ない。幸いこの共同研究はそれらの方面の人的資源に恵まれているので、その力を借りて考古学や博物学の魅力やいきづかいが感じられるようなテイストを加えていくべきではないかと思っている。

以上の課題は、「平泉」の世界遺産についての教育を続け、今回作成したデジタル教材を活用してゆく中ではどうしても取り組まなくてはならないものである。これらの課題を踏まえ、今後の取り組みを検討する必要があると考えている。

最後に、今年度の研究授業を快く引き受けていただいた猿沢小学校の青山武先生、一関一高附属中学校の佐々木俊樹先生をはじめ、5年間の共同研究に協力いただいたすべてのみなさま⁽¹¹⁾に御礼を申し上げて、報告を閉じることとする。

註

(1) 岩手県ホームページ、[<https://www.sekaiisan.pref.iwate.jp/study/hiraizumi-gaku>]

(2) 『ときめき 平泉の文化遺産』 平泉では児童生徒向けのガイドブック『ときめき 平泉の文化遺産』が2006（平成17）年に刊行されてより版を重ねるが、2017（平成29）年に大きな改訂が行われた。改訂のポイントは以下の3点である。

①テキストの冒頭に世界遺産の定義や趣旨、海外と日本の世界遺産について概観する導入部が設けられている。

②近現代史への言及が増加した。1950年制定の文化財保護法と毛越寺の発掘調査、藤原三代の御遺体の科学的調査などについて言及し、平泉の近現代史、それは自ずと保存と研究の歴史になるが、そこに関心が向くよう工夫されている。また平泉の世界遺産登録過程について、2008年の登録延期も含めて記述し直している。

③アジアのなかで平泉をとらえる視点が盛り込まれた。発掘調査等で見つかった磁器等からその流通経路をたどり、中国との交易について、テーマ学習の一項として扱っている。

(3) 外部サイトへのアクセス 小中学校のインターネット環境によっては、リンク先のサイトが閲覧できないケースがあった。例えば、中尊寺や毛越寺、平等院鳳凰堂、高山寺などがそれである。いずれも公共性が高く、一次情報の情報源として適していると考えて精選しリンク先として設定したものの、宗教法人であるがために「宗教」という理由でブロックされ閲覧できないというものであった。具体的にブロックされた件名を当該市町教育委員会に

報告し、担当者の判断で認められ、以後閲覧できるようになったケースもある（一関市、北上市）。

- (4) 「平泉学習モデル」 指導案・発問等とデジタル教材の総体を、当初は「平泉学習フォーマット」と呼称していた。（『平泉文化研究年報』23号／2023／「日本における世界遺産の教材化についての研究」報告1 デジタル教材（アニメーション）づくりへの取り組みについて 土屋直人）

しかし、「フォーマット」という表記では、教育現場にて活用してもらうにおいて、「形式」の押し付けを強く意識させることとなり、自由に「調べ学習」をして知見を広げてほしいと考える提供側の持つイメージに沿わなくなってしまう、との意見が部会で挙がり、呼称を「平泉学習モデル」に変更することになった。

- (5) 指導案5案 指導案1には、中高生レベルで仮説を立てて調べ学習を進めることを想定したワークシートと、グループ学習などのように少人数グループで手分けして調べ学習を進めることを想定したワークシート、2タイプが用意されている。

また、指導案2～4は『ときめき』に対応するよう作られた『平泉野外学習帳』（2018・平成30年初版 世界遺産平泉保存活用推進実行委員会（事務局）岩手県文化スポーツ部）の内容を踏まえて構成した。

指導案5は、「古典文学定番教材『おくのほそ道』の「平泉」の魅力を随行記『曾良旅日記』との比較で読み取り読者が「一人の旅人」「一人の作者」として自覚し今を表現するために」（田中成行 『平泉文化研究年報』22号／2022）「古典文学『おくのほそ道』の新たな教材化のために ー現地・平泉の取材を活かしてー」（同氏 『同年報』23号／2023）「『おくのほそ道』『平泉』の章段の世界遺産としての普遍的価値を読み直す ー芭蕉の夏草の句の後の曾良の兼房の句に注目しつつー」（同氏 『同年報』24号／2024）の研究成果の蓄積が凝縮されたものになっている。

- (6) 一関一高附属中学校の研究授業 この研究授業については、『岩手日報』8月27日1面で「平泉教材 デジタル化」、『同』8月29日2面で「平泉学習にデジタル教材 一関で公開授業」、『岩手日日新聞』8月29日15面で「『平泉の文化遺産』教材に」などで紹介されている。

- (7) 『社会科研究』66号「「平泉の文化遺産」の教材化とその活用・世界遺産教育で歴史に迫れるか-」（宮崎・長谷川）2025

- (8) 平泉町の「平泉学」 平泉町による、2007年より始めていた地域学習をベースにした、2013年より平泉町の保育所2園、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校で取り組んでいる世界遺産学習プログラム。世界遺産としての地域を学ぶ授業を、学年別にテーマや目標を定め、系統立てた学習として実践している。歴史・文化を知るにとどまらず、地域とのかかわり、人とのつながりを広め、平泉への誇り、愛着を育み、町の将来を担う人材づくりにつなげている。（『広報ひらいずみ』2018年12月号）

- (9) 平泉の保存・研究の歴史 この観点で平泉について学習するとき、例えば、毛越寺の発掘調査や中尊寺金色堂修復などに関係する文化財保護法、藤原三代の御遺体調査に関わる朝日新聞社の文化事業（メセナ活動）、柳之御所遺跡保存運動、観光・歴史的なまちづくりなど、公民科の学習内容とかかわりを持つ要素が増えてくる。

- (10) 註(2)で列挙した『ときめき』の、2017（平成29）度に改訂された点が、そのまま欠落していることがわかる。

- (11) 今年度のメンバー以外で、5年間の中で共同研究に携わって下さった方々は以下の通りである。（敬称略・職名は当時）

○協力委員	熊谷 道仁	岩手県立平舘高等学校 校長（2020～2021）
○岩手大学	今野日出晴	岩手大学教育学部 教授（社会科教育：2020）
	菅野 文夫	岩手大学教育学部 名誉教授（社会科教育：2021～2023）
	土屋 直人	岩手大学教育学部 教授（社会科教育：2021～2023）
	庄子 元	岩手大学教育学部 准教授（社会科教育：2023）
○岩手県	中村 孝	教育委員会事務局生涯学習文化財課 社会教育主事補兼文化財調査員（2021～2022）

開催報告

令和6年度「第5回平泉学研究会」実施報告

- 1 日 時 令和7年2月1日（土）13：00～16：30
- 2 場 所 岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター
- 3 主 催 岩手県、岩手県教育委員会、岩手大学、岩手大学平泉文化研究センター
- 4 対 象 研究者等（県内文化財関係担当者、世界遺産シンポジウム参加者、平泉関係研究者、共同研究者等を中心に事前案内）
- 5 実施方法 対面を基本とし、ZOOMによる意見交換を併用
- 6 発表者

【共同研究に関する報告】

- 研究報告① 『平泉の彼岸と此岸の造形に係る比較研究』
奈良大学教授（国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員） 岡田 健
- 研究報告② 『出土文字資料の集成的研究』
国立歴史民俗博物館 研究部教授 三上喜孝
- 研究報告③ 『柳之御所遺跡の考古学的研究』
（公財）岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 西澤正晴
- 研究報告④ 『東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究』
岩手大学平泉文化研究センター 客員教授 佐藤嘉広
- 研究報告⑤ 『日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究』
岩手大学教育学部 講師 宮崎嵩啓
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 長谷川伸大

- 7 参加者数 40名

令和6年度「第5回平泉学フォーラム」実施報告

- 1 日 時 令和7年2月2日（日）10：00～15：30
- 2 場 所 一関文化センター中ホール（一関市）
- 3 主催・共催 主催 岩手県、岩手県教育委員会、岩手大学、岩手大学平泉文化研究センター
世界遺産平泉保存活用推進実行委員会
共催 一関市教育委員会、奥州市教育委員会、平泉町教育委員会
- 4 対 象 一般
- 5 実施方法 対面による開催、後日動画配信
- 6 発表者

【基調講演】 『中世都市史研究からみた平泉』
高橋慎一郎氏（東京大学史料編纂所教授）

【共同研究に関する報告】

- 研究報告① 『柳之御所遺跡の考古学的研究』
岩手県教育委員会（（公財）県文化振興事業団埋蔵文化財センター）
- 研究報告② 『平泉の彼岸と此岸の造形に係る比較研究』
奈良大学教授（国立文化財機構東京文化財研究所名誉研究員） 岡田 健
- 研究報告③ 『出土文字資料の集成的研究』
国立歴史民俗博物館 研究部教授 三上喜孝
- 研究報告④ 『東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究』
岩手大学平泉文化研究センター 客員教授 佐藤嘉広
- 研究報告⑤ 『日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究』
岩手大学教育学部 講師 宮崎嵩啓
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 長谷川伸大

【調査成果の報告】

- 調査報告① 「骨寺村荘園遺跡の調査」 一関市教育委員会 菅原孝明
- 調査報告② 「長者ヶ原廃寺跡の調査」 奥州市教育委員会 及川真紀
- 調査報告③ 「観自在王院跡の調査」 平泉町教育委員会 鈴木江利子・島原弘征・
村上知穂・鈴木博之

- 7 参加者数 230名

平泉文化研究年報 第25号

令和7年3月25日

発 行 岩手大学平泉文化研究センター
岩手県

印 刷 河北印刷株式会社

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Research Themes

Archaeological study of the Yanaginogosho Iseki

; Interim Report on the study of the remains of the moat outer area
of the Yanaginogosho Iseki (2)

**NISHIZAWA Masaharu • SAKURAI Tomoharu •
TAKAHASHI Yu • HASEGAWA Nobuhiro**

; Interim Report on the study of the remains display of the moat interior area
of the Yanaginogosho Iseki (1)

**SAKURAI Tomoharu • NISHIZAWA Masaharu •
TAKAHASHI Yu • HASEGAWA Nobuhiro**

Comparative Study of Political Bases and Hiraizumi in East and North Asia

; Comparative study of Hiraizumi and the Political Base
of Mutsu and Dewa in the 11th Century

SATO Yoshihiro

Research on Teaching Materials for World Heritage Sites in School Education

; Efforts to create digital teaching materials

HASEGAWA Nobuhiro • MIYAZAKI Takahiro

Contents of the event

Report of the 5th meeting for Hiraizumi Studies

Report of the 5th Forum for Hiraizumi Studies

Iwate University Center for Hiraizumi Studies

3-18-34 Ueda, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8550, Japan

Iwate Prefectural Government and Iwate Prefecture Board of Education

10-1 Uchimarui, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan